

資料 2

呉市子ども・子育て支援事業計画

【案】

平成 27 年 3 月

呉 市



## 目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 子育て家庭を取り巻く現状.....	5
1 市の概要.....	5
2 人口の動向.....	6
3 保育所・幼稚園等の状況.....	14
4 呉市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要.....	16
5 呉市次世代育成支援行動計画-後期計画-の取組み評価と進捗状況.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
1 基本理念.....	44
2 基本目標.....	44
3 施策の体系.....	46
第4章 子ども・子育て支援の新たな取り組み.....	47
1 子ども・子育て支援新制度について.....	47
2 提供区域の設定.....	47
3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	51
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について.....	52
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について.....	61
第5章 実施計画.....	87
1 基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援.....	87
2 基本目標2：親と子の心と体の健康づくり.....	94
3 基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実.....	99
4 基本目標4：子どもと子育てにやさしい生活環境の整備.....	104
5 基本目標5：子育てと仕事の両立.....	108
6 基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援.....	113
第6章 計画の推進.....	118
1 基本的姿勢.....	118
2 推進体制.....	118
3 進捗の管理・評価.....	118

資料編.....	119
1 基礎データ .....	119
2 呉市保健福祉審議会（児童専門部会） .....	125
3 呉市子ども・子育て支援事業計画策定経緯 .....	128
4 用語解説 .....	129

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

近年、全国的に出生数の減少と高齢化の進展、いわゆる少子高齢化の進行が深刻化する中、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などを背景として、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるなどの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在するなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい環境となっています。

家庭を作り、子どもを生み育てるといふ、人間が本質的に持っているはずの欲求が様々な理由により十分にはかなえられない状況が、少子化の大きな要因となっています。子どもの減少は、地域の活力を低下させる要因ともなり、また、高齢者を支える現役世代の将来的な減少を意味し、現在の子ども世代にとって将来的な負担増加が懸念されています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、障害児支援、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市は、平成17年度に「呉市次世代育成支援行動計画 前期計画」を、引き続き平成21年度に「同 後期計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市において、合計特殊出生率は平成17年度以降回復基調にあるものの、母親となる女性の人口の減少などにより、出生数については依然減少が続いています。これは、全国的にも同様の状況であり、国全体で今後更に少子高齢化が加速度的に進行していくことが懸念されます。

以上を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定します。

## 【国の動きと呉市の取り組み】

	国の動き	呉市の取り組み
平成 2 年 (1990)	〈1.57 ショック〉＝少子化の傾向が注目を集める	
平成 6 年 (1994)	<b>エンゼルプラン</b> ＋緊急保育対策5か年事業 (平7～11年度)	
平成 9 年 (1997)		<b>第 3 次呉市長期総合計画</b> (平9～22年度) <b>呉市児童育成計画</b> (平9～16年度)
平成 11 年 (1999)	<b>少子化対策推進基本方針</b> 少子化対策推進関係閣僚会議決定 <b>新エンゼルプラン</b> (平 12～16 年度)	
平成 13 年 (2001)	<b>仕事と子育ての両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦等)</b> 平 13.7.6 閣議決定	
平成 14 年 (2002)	<b>少子化対策プラスワン</b> 厚生労働省まとめ	
平成 15 年 (2003)	<b>少子化対策基本法</b> 平 15.9.1 施行 <b>次世代育成支援対策推進法</b> 平 15.7.16 から段階施行	
	↓ 地方公共団体・企業等における行動計画の策定・実施	
平成 16 年 (2004)	<b>少子化社会対策大綱</b> 平 16.6.4 閣議決定 <b>子ども・子育て応援プラン</b> 平 16.12.24 少子化社会対策会議決定 (平 17～21 年度)	
平成 17 年 (2005)		<b>呉市次世代育成支援行動計画 (前期)</b> (平 17～21 年度)
平成 18 年 (2006)	<b>新しい少子化対策について</b> 平 18.6.20 少子化社会対策会議決定	
平成 19 年 (2007)	<b>仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章</b> <b>仕事と生活の調和推進のための行動指針</b> <b>「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略</b>	
平成 20 年 (2008)	<b>「新待機児童ゼロ作戦」について</b> <b>次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方</b> <b>仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項</b> <b>5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会</b> <b>社会保障国民会議最終報告</b>	
平成 21 年 (2009)	<b>次世代育成支援対策推進法の一部改正</b> <b>児童福祉法等の一部改正</b>	
平成 22 年 (2010)	<b>子ども・子育てビジョン閣議決定</b> <b>子ども・子育て新システム検討会議</b>	<b>呉市次世代育成支援行動計画 (後期)</b> (平 22～26 年度)
平成 23 年 (2011)		<b>第 4 次呉市長期総合計画</b> (平 23～32 年度)
平成 24 年 (2012)	<b>子ども・子育て関連 3 法公布</b> <b>子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定</b>	
平成 25 年 (2013)	<b>子ども・子育て会議設置</b> <b>待機児童解消加速化プラン</b>	<b>呉市子ども・子育て会議設置</b>
平成 26 年 (2014)	<b>少子化危機突破のための緊急対策</b>	
平成 27 年 (2015)	子ども・子育て支援新制度スタート	

## 2 計画の位置付け

### (1) 子ども子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども子育て支援法第 61 条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

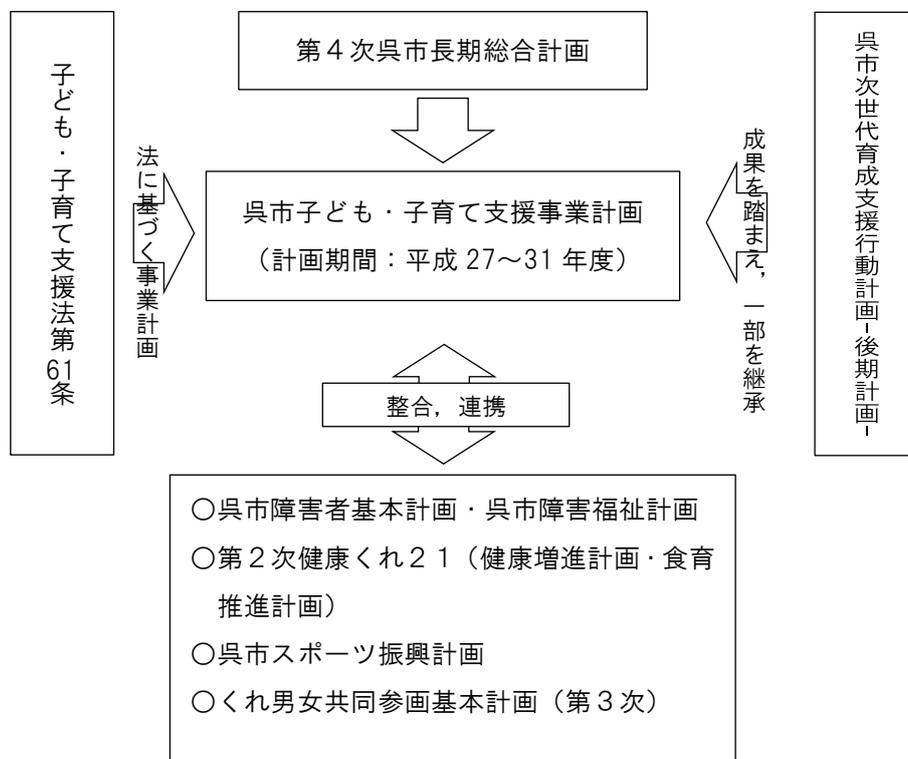
### (2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法 8 条で定める「市町村行動計画」が法的根拠として存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、次世代育成支援行動計画の各事業について、現状と課題を整理し、本計画と一体的に策定することとします。

### (3) 関連計画との整合性

本計画は、市のまちづくりの基本となる「第 4 次呉市長期総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。



### 3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
			計画策定		呉市子ども・子育て支援事業計画				
呉市次世代育成支援行動計画									

### 4 計画の策定体制

#### (1) 呉市保健福祉審議会（児童専門部会）における審議

本計画へは子育て当事者等の意見を反映させるとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「呉市保健福祉審議会（児童専門部会）」を「呉市子ども・子育て会議」と位置付け、計画の内容について審議を行うとともに、幼児教育・保育小部会（幼稚園・保育所関係者で構成）や市民の会（「子ども・子育てほっと café」として開催）において意見を聴取し、計画の内容へ反映をさせました。

#### (2) 呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に際し、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者 3,000 人（回収 1,815、回収率 60.5%）を対象として、「呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口や市ホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

## 第2章 子育て家庭を取り巻く現状

### 1 市の概要

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

明治22年海軍鎮守府の開庁を機に本格的な市街地の形成が進められた呉市は、同35年10月1日に市制を施行し、最盛期の昭和18年には人口40万人を超える、日本一の海軍工廠を擁するまちに発展しました。

終戦による海軍の解体とともに、人口も15万人に激減しましたが、昭和25年の平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業都市としての基盤を確立し、広島県の産業を牽引するとともに、平成12年には特例市の指定を受け、地方分権時代における広島県芸南地域の新たな担い手として重要な役割を担っています。

また、平成14年には全国で52番目に市制施行100周年を迎えるとともに、市町村合併の推進にも積極的に取り組み、平成15年4月に下蒲刈町と、同16年4月に川尻町と、同17年3月に音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併して現在の市域となりました。

市域面積は353.86平方キロメートルで、瀬戸内海で最も長い約300キロメートルの海岸線を有しています。陸地部の北部には、灰ヶ峰、野呂山を始め、標高300～800メートル前後の山が連なり、島しょ部においても、標高200～700メートル前後の山があり、市域全体を通じて平坦な地が少なく、集落が分断された形となっています。こうした地形は、市街地を形成する上で不利な点もありますが、一方で山と海と風光明媚な自然に恵まれ、瀬戸内の美しい島々や多彩な渓谷美の景観は、貴重な観光資源として、また、市民の憩いのレクリエーションの場としても親しまれています。

## 2 人口の動向

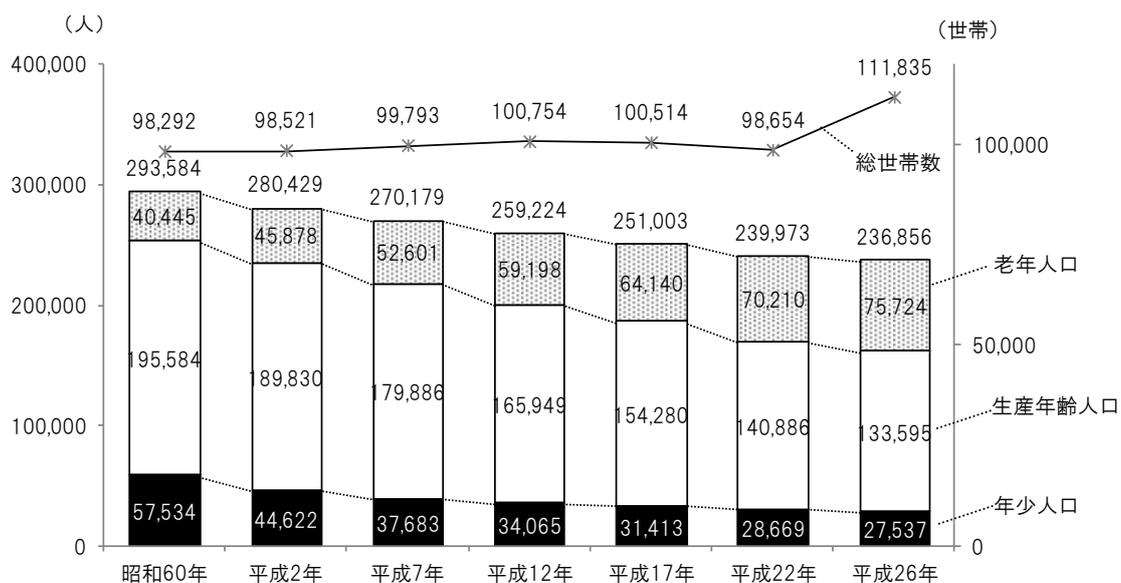
### (1) 年齢3区分別人口の推移

人口及び世帯数の動向をみると、総人口は昭和60年の293,584人（平成15年度以降の合併地域を含む）から平成26年には236,856人と56,728人減少（△19.3%）しています。一方、総世帯数は近年増加を続けてきた後、平成17年に減少に転じましたが、平成26年には111,835世帯となっています。

全国的に少子化が進む中で、呉市においても年少人口は減少を続けており、昭和60年の57,534人（19.6%）から平成22年には28,669人（11.9%）と25年間で約5割減少しています。これに対し、老年人口は増加を続けており、人口構造の変化が顕著にみられます。

【年齢3区分別人口・世帯数の推移】

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	293,584 100.0%	280,429 100.0%	270,179 100.0%	259,224 100.0%	251,003 100.0%	239,973 100.0%	236,856 100.0%
年少人口 0～14歳人口	57,534 19.6%	44,622 15.9%	37,683 13.9%	34,065 13.1%	31,413 12.5%	28,669 11.9%	27,537 11.6%
生産年齢人口 15～64歳人口	195,584 66.6%	189,830 67.7%	179,886 66.6%	165,949 64.0%	154,280 61.5%	140,886 58.7%	133,595 56.4%
老年人口 65歳以上人口	40,445 13.8%	45,878 16.4%	52,601 19.5%	59,198 22.8%	64,140 25.6%	70,210 29.3%	75,724 32.0%
総世帯数	98,292	98,521	99,793	100,754	100,514	98,654	111,835
1世帯当たり人口	2.99	2.85	2.71	2.57	2.50	2.43	2.12



資料：国勢調査（昭和60年～平成22年），住民基本台帳（平成26年3月）

注1：人口及び世帯数についてはいずれも合併町分を含む。

注2：総人口及び構成比は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計と一致しない。

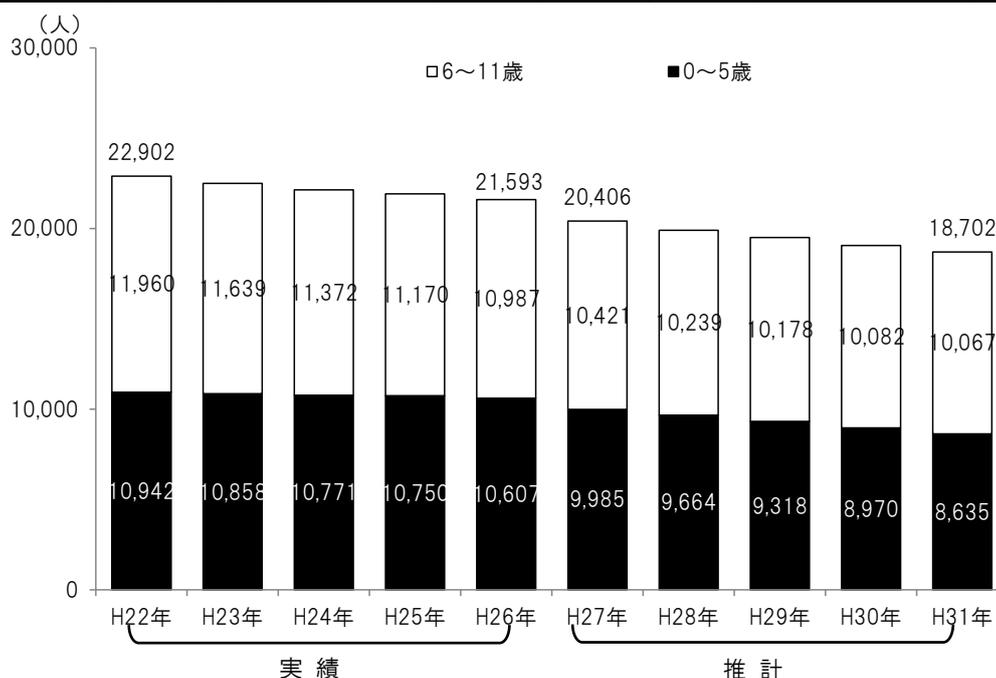
## (2) 児童人口の推移と推計

0歳から11歳までの子どもの人口は減少を続けており、平成26年は21,593人、内訳は0～5歳10,607人、6～11歳10,987人となっています。

この傾向で推移すると平成31年の推計は合計18,702人で、内訳は0～5歳8,635人、6～11歳10,067人と見込まれます。(推計は国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口(平成25年3月推計)」で用いられたものを準用)

【児童人口の推移と推計】

区分	実績					推計				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	1,816	1,792	1,736	1,684	1,631	1,620	1,539	1,502	1,456	1,394
1歳	1,873	1,840	1,808	1,776	1,723	1,573	1,597	1,511	1,462	1,407
2歳	1,847	1,838	1,828	1,826	1,794	1,639	1,551	1,568	1,472	1,414
3歳	1,761	1,834	1,814	1,824	1,822	1,701	1,616	1,523	1,528	1,422
4歳	1,813	1,746	1,829	1,816	1,826	1,734	1,675	1,587	1,483	1,477
5歳	1,832	1,808	1,756	1,824	1,811	1,718	1,686	1,627	1,569	1,521
小計	10,942	10,858	10,771	10,750	10,607	9,985	9,664	9,318	8,970	8,635
6歳	1,894	1,806	1,806	1,754	1,822	1,727	1,702	1,663	1,630	1,586
7歳	1,869	1,888	1,798	1,813	1,761	1,712	1,711	1,679	1,664	1,646
8歳	2,039	1,862	1,897	1,807	1,822	1,644	1,696	1,686	1,680	1,682
9歳	1,981	2,027	1,858	1,906	1,816	1,718	1,630	1,672	1,688	1,698
10歳	2,069	1,990	2,026	1,855	1,903	1,748	1,758	1,701	1,744	1,735
11歳	2,108	2,066	1,987	2,035	1,863	1,872	1,742	1,777	1,676	1,720
小計	11,960	11,639	11,372	11,170	10,987	10,421	10,239	10,178	10,082	10,067
合計	22,902	22,497	22,143	21,920	21,593	20,406	19,903	19,496	19,052	18,702



資料：住民基本台帳及び外国人登録(平成22年～平成26年4月1日現在)

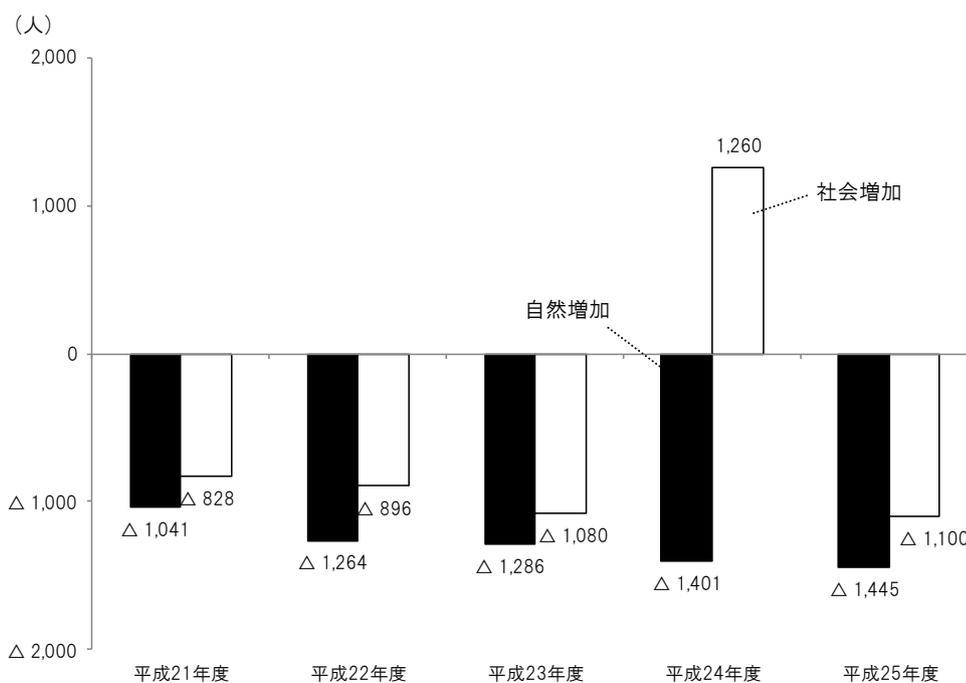
### (3) 人口動態

#### ① 自然動態・社会動態

自然動態の推移をみると、出生児数が1,700人前後、死亡数が3,000人前後で、1,000～1,400人の自然減となっています。一方、社会動態はそれまでの社会減から平成24年度に社会増に転じましたが、平成25年度に再び転出が転入を上回り、社会減となっています。

【人口異動の推移】

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自然動態	出生児数	1,863	1,847	1,777	1,717	1,690
	死亡数	2,904	3,111	3,063	3,118	3,135
	自然増加	△ 1,041	△ 1,264	△ 1,286	△ 1,401	△ 1,445
社会動態	転入者等	6,807	6,428	6,114	9,594	7,105
	転出者等	7,635	7,324	7,194	8,334	8,205
	社会増加	△ 828	△ 896	△ 1,080	1,260	△ 1,100
増加人口		△ 1,869	△ 2,160	△ 2,366	△ 141	△ 2,545
年度末人口		244,068	241,908	239,542	239,401	236,856



資料：呉市統計書より（年度内における異動数）

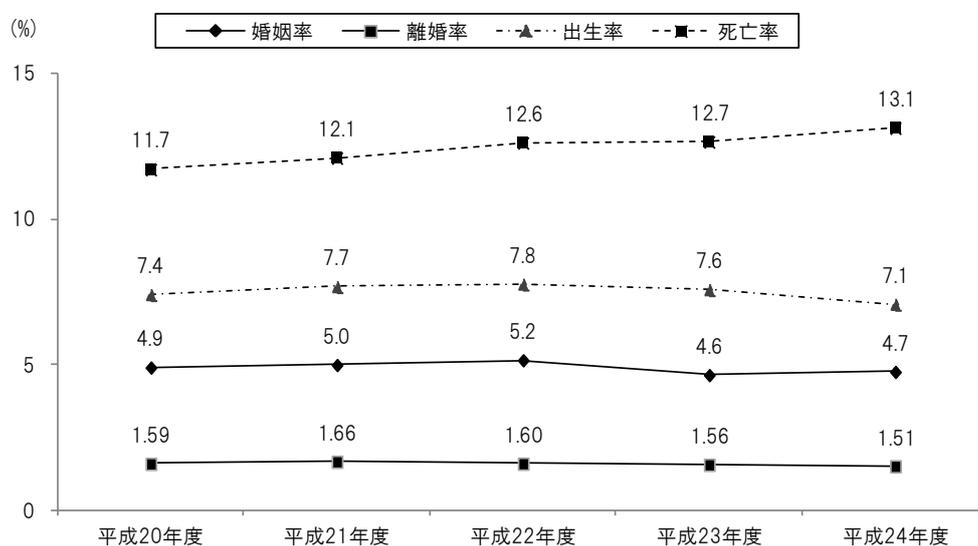
## ②婚姻・離婚，出生・死亡

人口動態の推移をみると，婚姻件数は平成22年度をピークにやや減少しており，平成24年は1,137件，離婚件数は361件となっています。

出生数は近年1,800人超を推移していましたが，平成24年度に1,692人と激減しています。一方，死亡数は増加傾向にあり，平成24年度に3,142人となっています。

【人口動態の推移】

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実数	婚姻	1,224	1,194	1,233	1,111	1,137
	離婚	400	398	382	373	361
	出生	1,847	1,837	1,858	1,812	1,692
	死亡	2,937	2,896	3,021	3,029	3,142
(人口千対) 動態率	婚姻	4.9	5.0	5.2	4.6	4.7
	離婚	1.59	1.66	1.60	1.56	1.51
	出生	7.4	7.7	7.8	7.6	7.1
	死亡	11.7	12.1	12.6	12.7	13.1



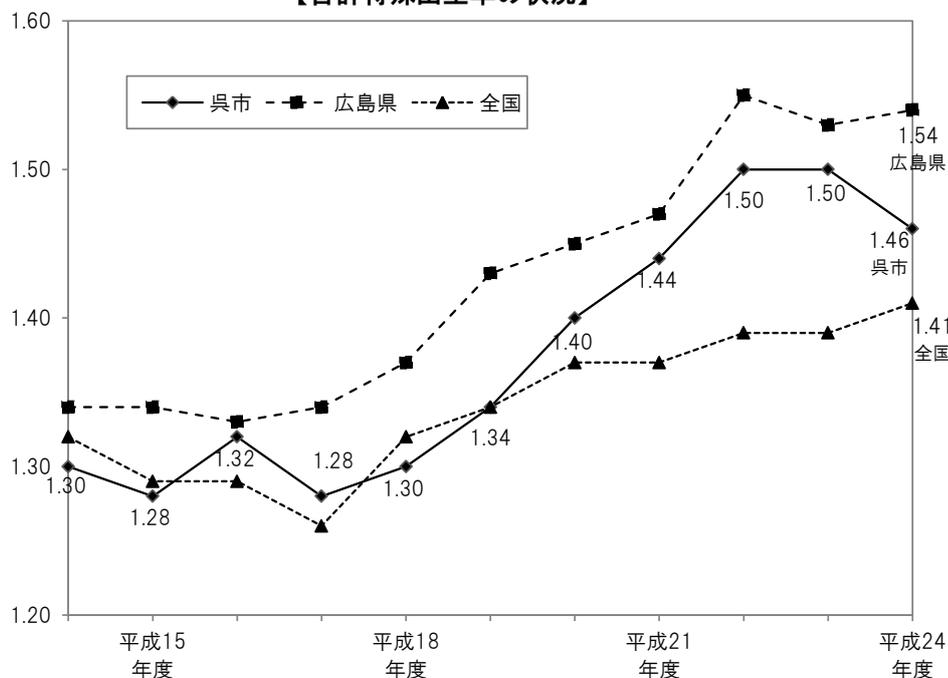
資料：人口動態統計

注1：動態率は各年3月31日現在の人口より算出した。

### ③合計特殊出生率

平成 24 年度の呉市の合計特殊出生率は 1.46 と全国平均を上回っています。平成 17 年の 1.28 以降は上昇傾向にありましたが、平成 24 年度は減少に転じています。また、広島県平均より全般的に低い状況にあります。

【合計特殊出生率の状況】

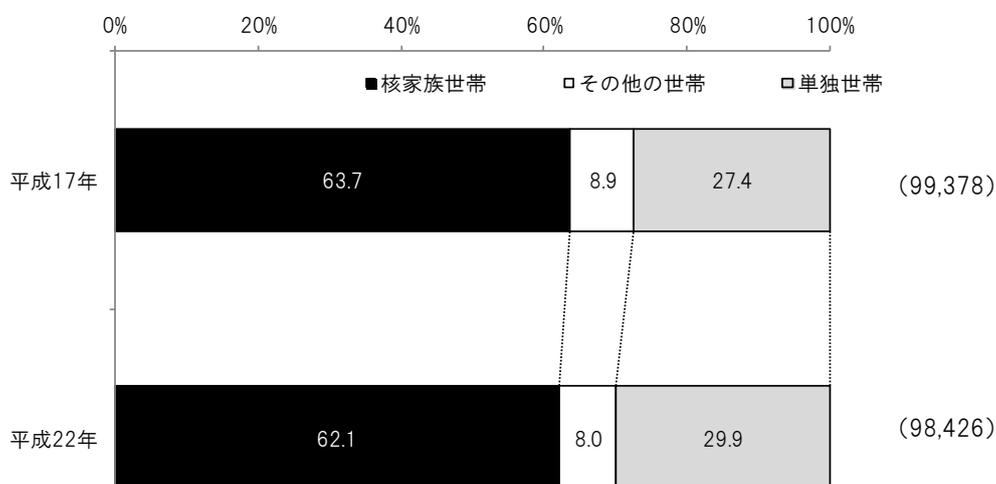


資料：人口動態調査

### (4) 世帯の動向

呉市における平成 22 年の一般世帯数は、98,426 世帯となっており、平成 17 年に比べて減少しています。

一般世帯数の構成をみると、単独世帯が増加し、核家族や祖父母・両親・子どもで構成される 3 世代家族を含む、その他世帯の割合が減少しています。

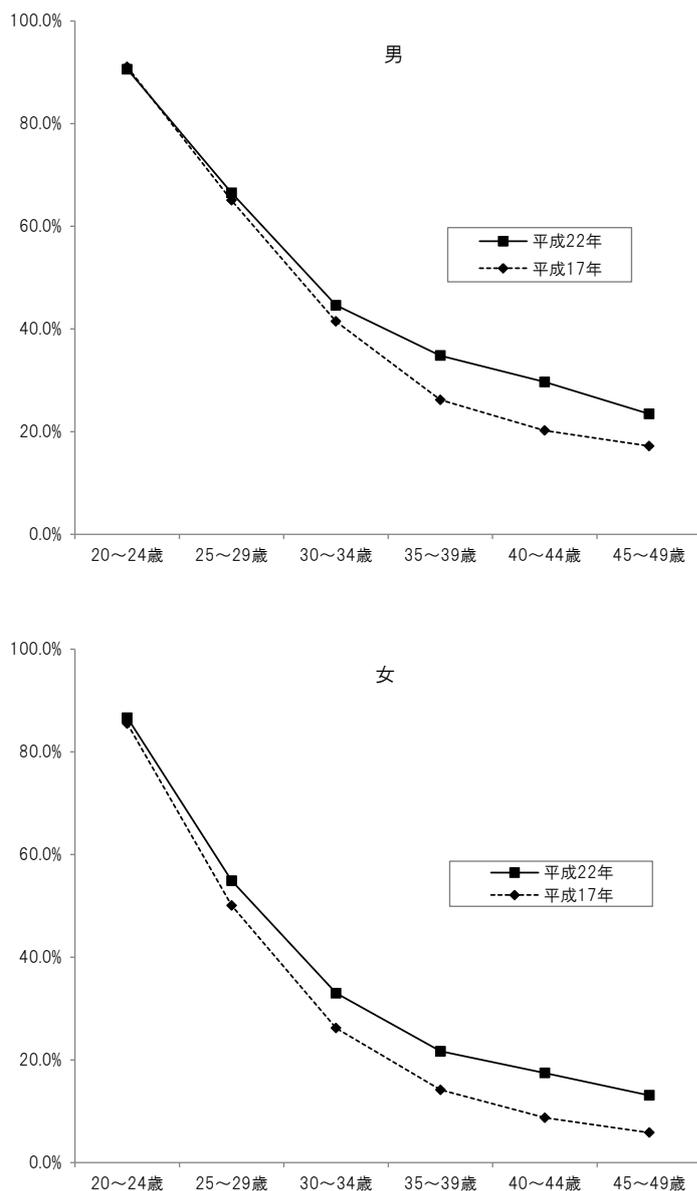


資料：国勢調査（平成 22 年）

## (5) 未婚の状況

少子化の主たる要因である未婚化について、性別・年齢階層別未婚率の推移を平成17年と平成22年とで比較してみると、男性は30歳代前半から、女性は20歳代後半から未婚率が上昇しています。

【未婚率の推移】



資料：国勢調査

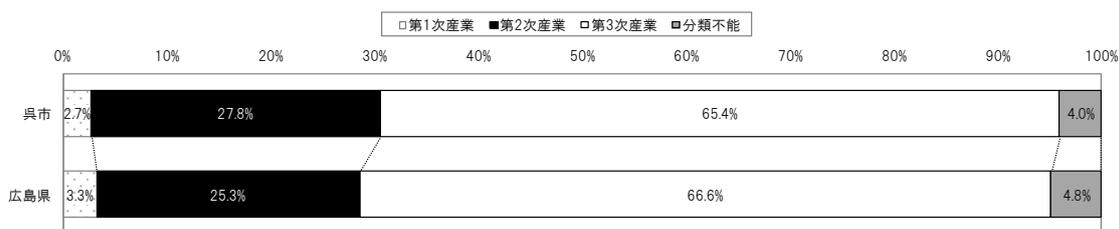
## (6) 就労の状況

### ①産業別就業構造

呉市の就業者数は、平成22年国勢調査で109,959人となっており、第1次産業就業者が3,020人(2.7%)、第2次産業就業者が30,590人(27.8%)、第3次産業就業者が71,953人(65.4%)となっています。

広島県平均と比較すると、第2次産業就業者の割合が高く、第1次・第3次の割合が低くなっています。

【産業別就業構造】

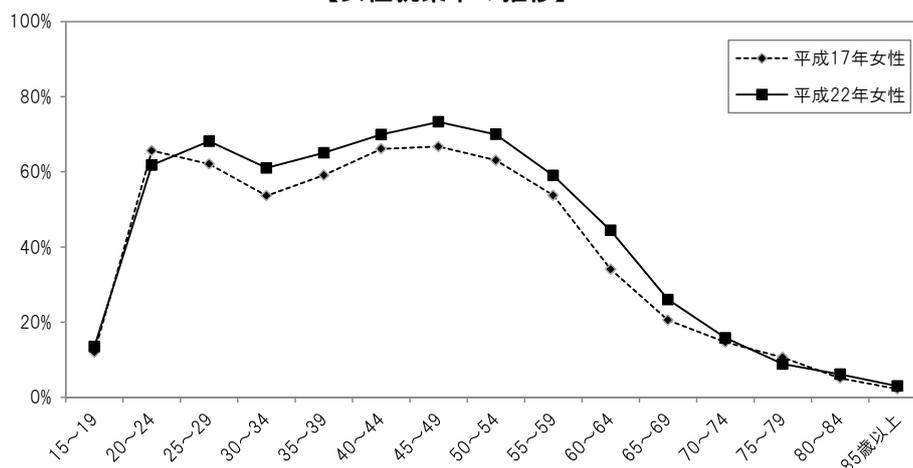


資料：国勢調査（平成22年）

### ②女性の就業状況

女性の年齢別就業率は、平成12年をみると、20歳前半でピークを迎えるのに対し、平成22年では、40歳代後半でピークを迎えています。また、20歳代後半から60歳代後半にかけて、いずれの年齢階層も就業率が上昇しています。

【女性就業率の推移】



資料：国勢調査

## (7) 小学・中学校の状況

### ①小学校の状況

平成26年5月1日現在で、小学校は42校、465学級あります。児童数は11,241人で、学年別の人数は、1年～6年までどの学年も1,700人～2,000人となっています。

#### 【小学校の状況】

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
学校数		52	46	44	42	39
学級数		526	504	492	465	460
教員数		773	739	722	706	660
児童数	1年	1,907	1,794	1,833	1,747	1,799
	2年	1,891	1,906	1,792	1,818	1,726
	3年	2,053	1,875	1,911	1,788	1,811
	4年	1,992	2,039	1,869	1,893	1,771
	5年	2,084	1,997	2,040	1,961	1,889
	6年	2,116	2,078	1,999	2,034	1,861
	合計	12,043	11,689	11,444	11,241	10,857
うち特別支援学級	学級数	72	71	71	68	69
	児童数	210	213	222	200	215

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

### ②中学校の状況

平成26年5月1日現在で、中学校30校、227学級あります。生徒数は5,865人で、学年別の人数は、1年～3年までどの学年も1,900人前後となっています。

#### 【中学校の状況】

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
学校数		31	31	30	30	26
学級数		241	238	226	227	222
教員数		479	480	481	473	440
生徒数	1年	2,008	1,999	1,979	1,887	1,910
	2年	2,150	2,012	2,001	1,979	1,856
	3年	2,014	2,153	2,005	1,999	1,942
	合計	6,172	6,164	5,985	5,865	5,708
うち特別支援学級	学級数	43	40	34	41	40
	児童数	91	87	76	95	97

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## (8) 通勤・通学・昼間人口

平成 22 年国勢調査では、市外で就業通学している人が 22,298 人、逆に市外から就業通学してくる人が 16,475 人で常住（夜間）人口が昼間人口を上回っています。

### 【通勤・通学の状況】

区分		就業者	通学者	合計
呉市民	市内で就業就学	90,854 83.2%	23,678 85.8%	114,532 83.7%
	市外で就業就学	18,389 16.8%	3,909 14.2%	22,298 16.3%
	合計	109,243 100.0%	27,587 100.0%	136,830 100.0%
	常住（夜間）人口	239,973		
従業地・通学地が呉市内の他市町民		14,376	2,099	16,475
昼間人口		236,596		

資料：国勢調査（平成 22 年）

## 3 保育所・幼稚園等の状況

### (1) 保育所（園）の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在で、52 か所あります。在籍児童数は 3,791 人となっています。

### 【保育所（園）の状況】

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
保育所数	60	55	54	52	50
うち公立	30	22	19	17	14
うち私立	30	33	35	35	36
入所定員数	4,335	4,245	4,115	4,060	3,990
在籍人員	3,798	3,766	3,751	3,791	3,794
うち 3 歳未満児	1,397	1,374	1,390	1,395	1,429
うち 3 歳以上児	2,401	2,392	2,361	2,396	2,365

資料：呉市統計書より（各年 4 月 1 日現在）

## (2) 幼稚園の状況

平成 26 年 5 月 1 日現在で、30 園あります。在籍園児数は 2,962 人となっています。

### 【幼稚園の状況】

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
幼稚園数	33	33	31	30	31
学級数	143	146	150	151	147
園児数	2,833	2,861	2,942	2,962	2,966
うち 3 歳児	881	939	998	933	957
うち 4 歳児	980	939	1,002	1,036	974
うち 5 歳児	972	983	942	993	1,035

資料：呉市統計書より（各年 5 月 1 日現在）

## (3) 教育・保育（認定区分）の状況

平成 26 年 5 月 1 日現在で、認定区分は市全体で 1 号認定（3～5 歳）は 2,779 人，2 号認定（3～5 歳）は 2,336 人，3 号認定は 1,436 人となっています。3 号認定の内訳は，0 歳 188 人，1～2 歳 1,248 人となっています。

### 【教育・保育（認定区分）の状況】

認定区分	1 号	2 号	3 号		計
	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1～2 歳	
市全体	2,779	2,336	188	1,248	6,551
天応・吉浦	81	141	9	89	320
中央・宮原・警固屋	862	546	51	338	1,797
音戸・倉橋	0	225	11	67	303
阿賀・広・仁方・郷原	1,084	875	79	445	2,483
川尻・安浦	175	214	13	107	509
昭和	550	300	22	186	1,058
安芸灘	27	35	3	16	81

#### ■認定区分（子ども・子育て支援法第 19 条）

1 号認定：満 3～5 歳，幼児期の学校教育（教育標準時間認定）

2 号認定：満 3～5 歳，保育の必要性あり（満 3 歳以上保育認定）

3 号認定：満 3 歳未満，保育の必要性あり（満 3 歳未満保育認定）

#### 4 呉市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要

■目的：本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画の策定の基礎となるニーズ調査の実施及び集計・分析を行う。

■調査対象：市内の未就学児童が属する世帯 3,000 件

※市内 18 地区の配布割合は、18 地区の人口比で設定した。

■調査方法：

①調査記入方式 アンケート自己記入方式

②調査票の配布・回収 郵送による配布・回収

③調査期間 平成 25 年 12 月 30 日～平成 26 年 1 月 14 日

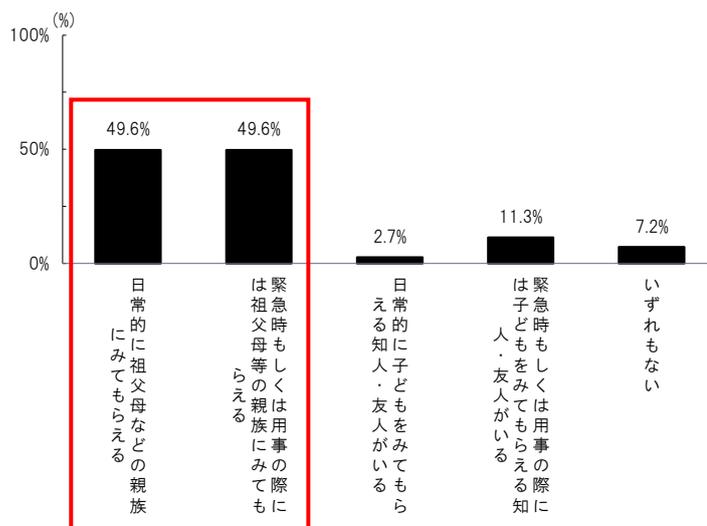
(4) 回収状況

項目	内容
配布	3,000 件
回収	1,815 件
回収率	60.5%

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

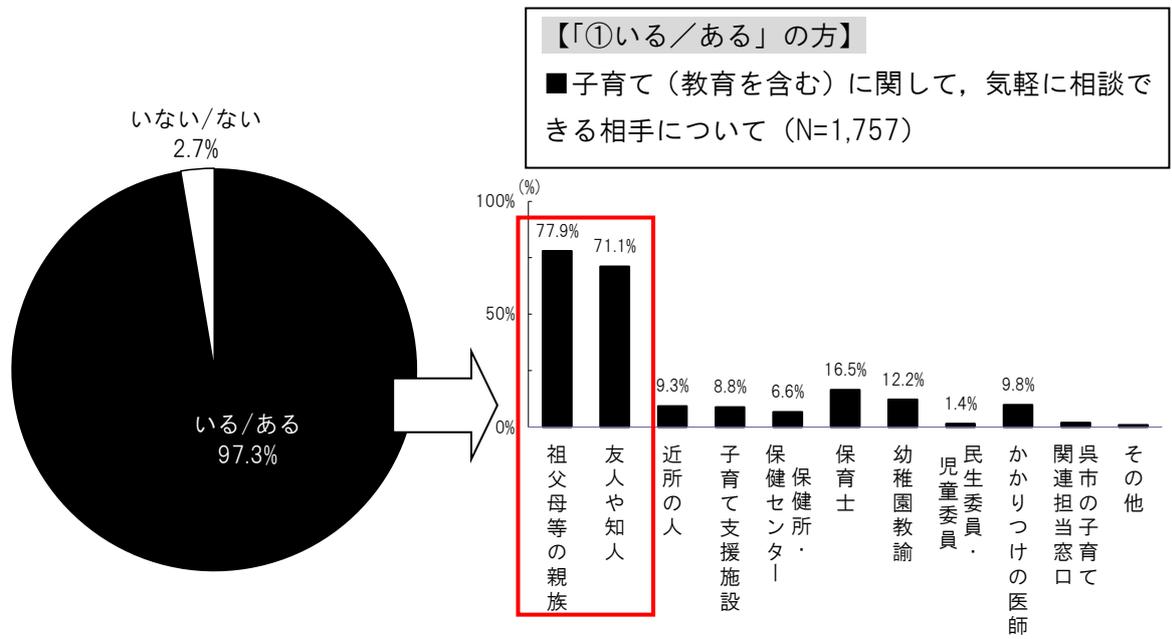
問 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について (N=1,809)

・日常的、緊急時にかかわらず祖父母等の親族にみてもらうと回答した人が約 50%と多い。



問 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）について（N=1,809）

- ・多くの人が気軽に相談できる人（場所）がいる（ある）と回答している。
- ・相談相手の多くは、「祖父母等の親族」（77.9%）、「友人や知人」（71.7%）と、身近な人が多い。



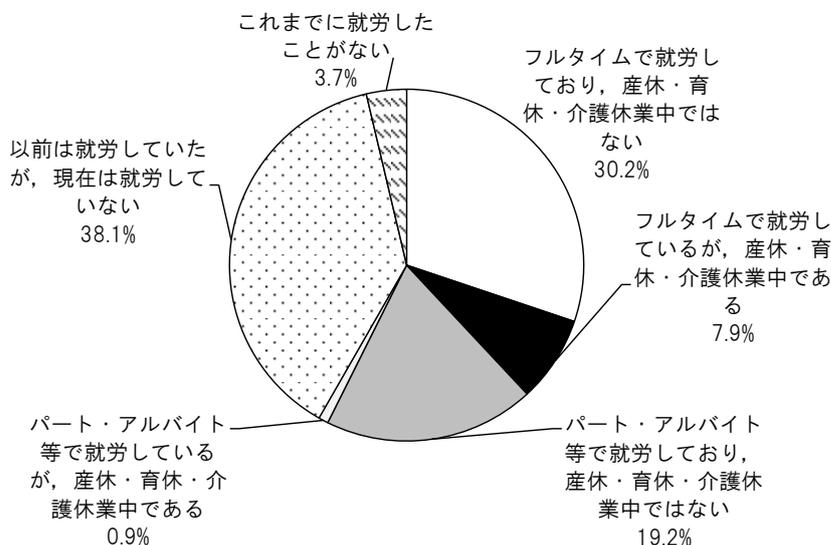
(2) 保護者の就労状況について

※地域子育て支援拠点，児童館等

問 保護者の現在の就労状況（自営業，家族従事者含む）について

①父母の就労形態について【母親】（N=1,772）

- ・母親の約 58%は、フルタイム，パートタイム・アルバイト等の形態にかかわらず就労をしている。
- ・母親の約 42%は現在就労していない。
- ・週5日以上，1日8時間以上の就労が多い。

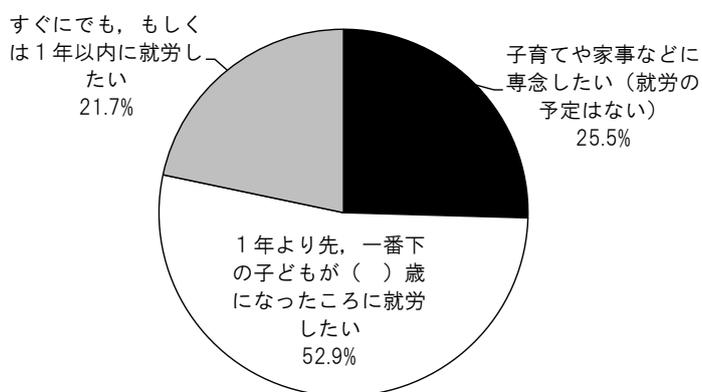


【①の a. 母親で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」「6. これまで就労したことがない」を選ばれた方】

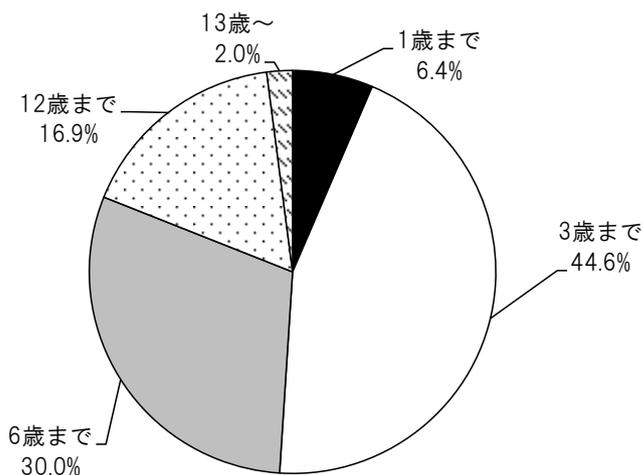
問 就労希望について（母親）

- ・母親の今後の就労希望については、「1年より先の就労」希望が約53%と多い。
- ・内訳としては、「3歳まで」（約45%）、「6歳まで」（約30%）など末子が保育所（幼児）、小学校に入る段階が多い。
- ・「すぐにでも、もしくは1年以内に就労」を希望する人（約22%）のうち、希望する就労形態は「パートタイム・アルバイト等」が約88%と多い。

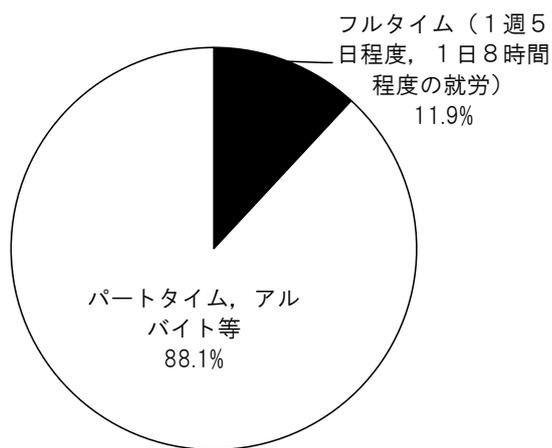
a. 母親（N=664）



【「1年より先に就労したい」の方】  
 ■一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい（N=343）



【「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の方】  
 ■希望する就労形態について（N=135）

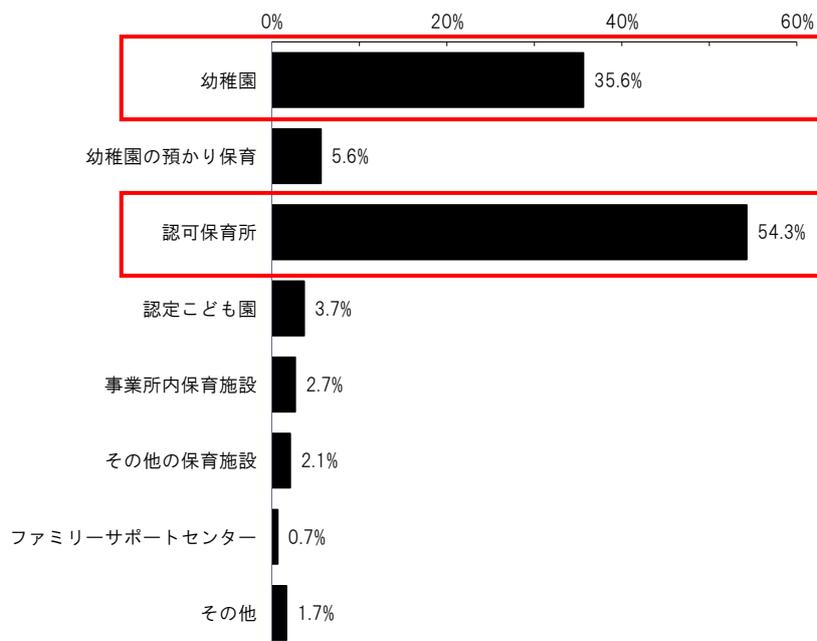


### (3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

【平日の定期的な教育・保育事業について「1. 利用している」を選ばれた方】

問 平日の教育・保育事業の利用について (N=1,194)

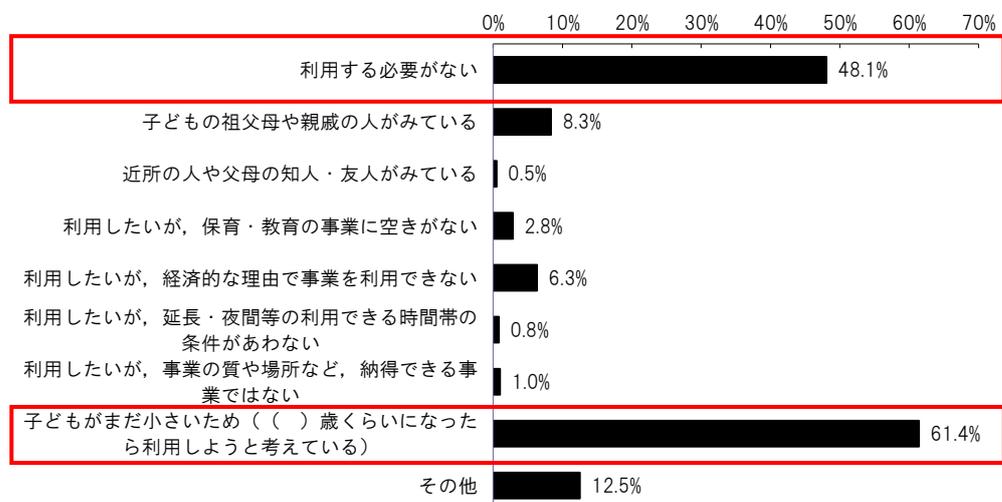
・平日の教育・保育事業の利用については、認可保育所（約 54%）、幼稚園（約 36%）が多い。



【平日の定期的な教育・保育事業について「2. 利用していない」を選ばれた方】

問 利用していない理由について (N=599)

・平日の教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」（約 61%）、「（子どもの教育・発達のためや父母等が就労していないため）利用する必要がない」（約 48%）が多い。



【すべての方に】

問 平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業について (N=1,753)

- ・ 今後利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」、「認可保育所」が多い。
- ・ 利用したい順で見ると、第2希望では、「幼稚園の預かり保育」が多く、第3希望では、「小規模な保育施設」、「認定子ども園」が多い。

No.	項目	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望	第8希望
1	幼稚園 (通常の就園時間の利用)	766	255	116	47	36	14	7	4
2	幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみ)	45	397	167	116	61	39	15	6
3	認可保育所 (一定の基準に適合した施設で呉市の認可を受けた定員20人以上のもの)	722	315	195	101	33	9	5	3
4	認定子ども園 (幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)	117	185	264	187	50	23	6	7
5	小規模な保育施設 (一定の基準に適合した施設で呉市の認可を受けた定員概ね6~19人のもの)	30	154	276	111	156	56	8	3
6	家庭的保育 (保育者の自宅等で5人以下の子どもを保育する事業)	5	14	24	37	40	71	70	43
7	事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	46	181	53	140	59	75	58	15
8	その他の保育施設 (ベビーホテル、託児所等認可外保育施設)	7	13	13	15	11	19	44	54
9	居宅訪問型保育 (一定の資格要件を満たす保育者が子どもの家庭で保育する事業)	5	8	9	9	6	20	37	55
10	ファミリーサポートセンター (地域の有償ボランティアによる子育て支援事業)	6	20	165	68	135	34	46	79
11	その他	4	5	2	1	1	0	0	0
	有効回答数	1,753	1,547	1,284	832	588	360	296	269
	無回答	62	268	531	983	1,227	1,455	1,519	1,546
	合計	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815

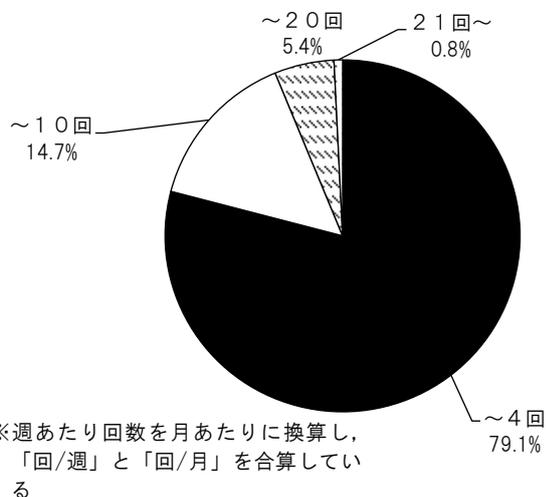
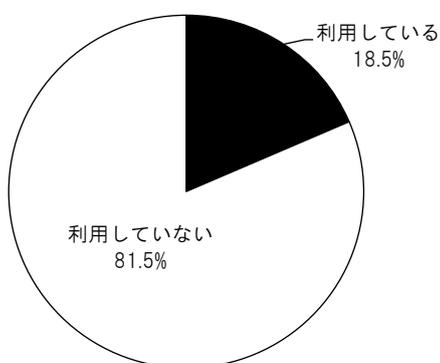
#### (4) すべての方に、地域の子育て支援事業の利用状況について

問 現在の地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談や情報提供を受けたりする場である「つどいの広場」「子育て支援センター」等）の利用について(N=1,747)

- ・ 地域子育て支援拠点事業の利用については、「利用している」は約 19%である。
- ・ 利用頻度で見ると、週あたりでは「1回」,「2回」(約 79%), 月あたりでは「~4回」(約 93%)が多く、利用頻度は少ない。
- ・ 育児教室や育児相談等のサービスは利用実績が少ないが、「今後利用したい」が約 50~55%となっており、今後の利用が見込まれる。

#### 【「利用している」の方】

■ 利用回数（頻度）【月あたり】(N=258)



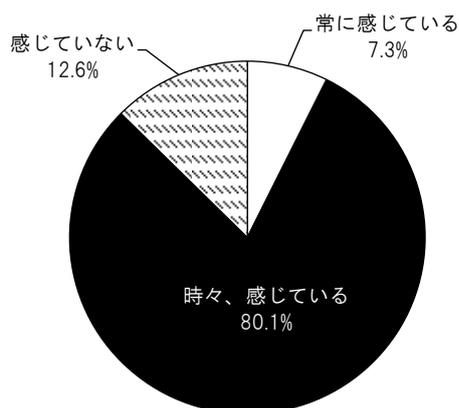
問 下記の事業を知っているものやこれまでの利用について

※「はい」を回答した割合

No.	項目	知っている	利用したことがある	今後利用したい
1	保健センター等で実施している育児教室・育児相談	92.5%	46.3%	55.2%
2	保健センターの情報・相談事業	80.4%	27.8%	49.9%
3	地域子育て支援センター ※一部の保育所等で実施 (子育てに関する相談, 子育て情報の提供)	82.6%	33.1%	45.3%
4	サロン・サークル等の交流事業	62.6%	16.8%	28.8%
5	婦人相談・家庭児童相談・児童療育相談 (離婚, いじめ, DV, 子どもの発達など)	68.1%	4.5%	22.5%
6	ショートステイ, トワイライトステイ (児童養護施設等で休日, 夜間, 子どもを保護する事業)	18.9%	0.5%	10.8%
7	病児・病後児保育事業	46.1%	6.1%	35.4%
8	くれ子育てねっと (子育てに関する情報HP)	79.5%	41.5%	63.3%
9	キッズくれ (子育て情報誌)	78.3%	34.9%	57.9%

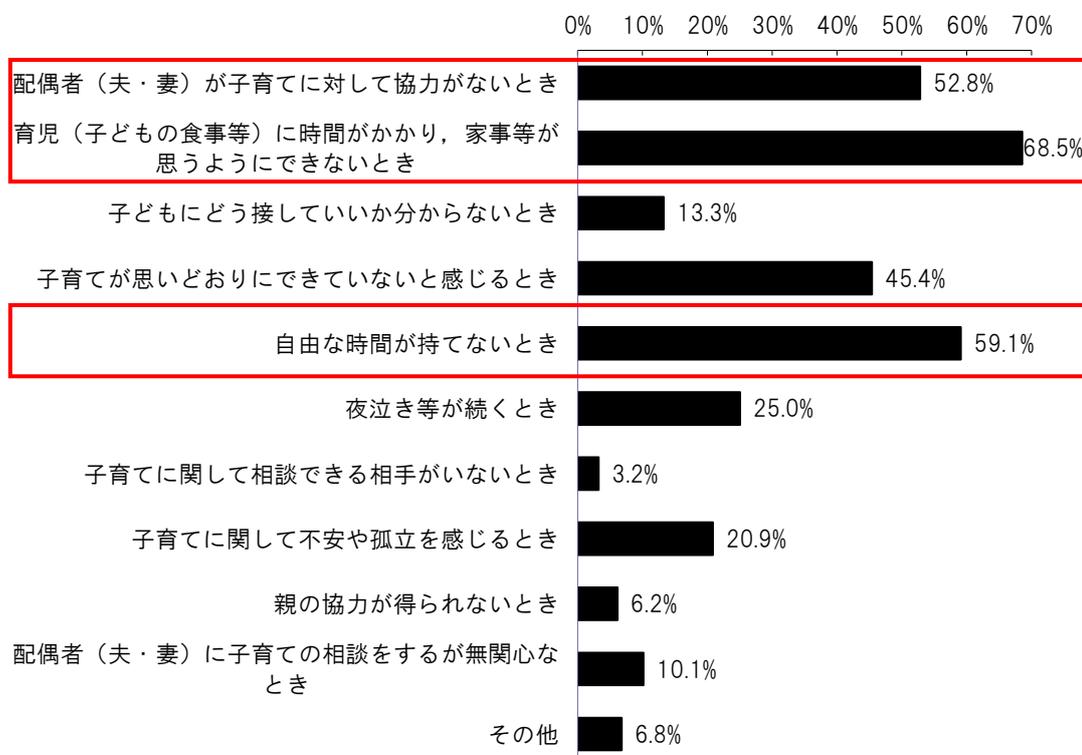
問 子育て中のストレスについて (N=1,810)

- ・子育て中のストレスについては、「常に感じている」「時々、感じている」をあわせた約87%が何らかのストレスを感じている。
- ・ストレスを感じる状況については、「育児に時間がかかり、家事等が思うようにできないとき」(約69%)、「配偶者が子育てに対して協力的でないとき」(約53%)が多い。



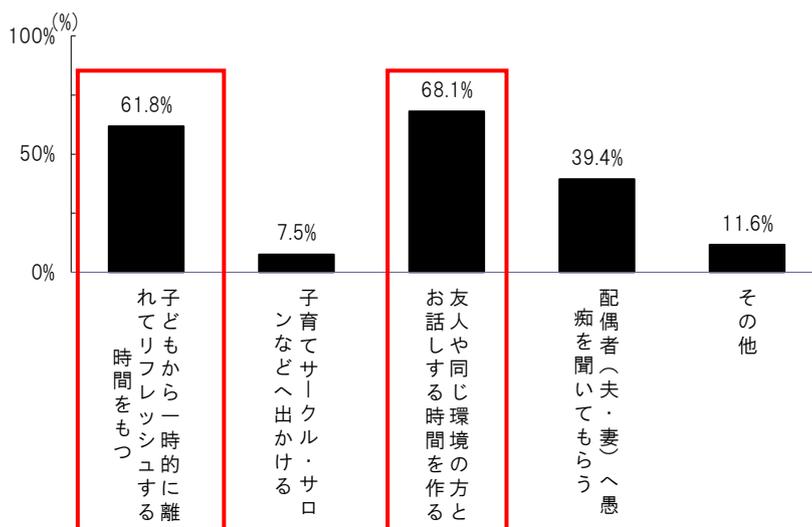
【「常に感じている」, 「時々、感じている」の方】

■ ストレスを感じる状況について (N=1,577)



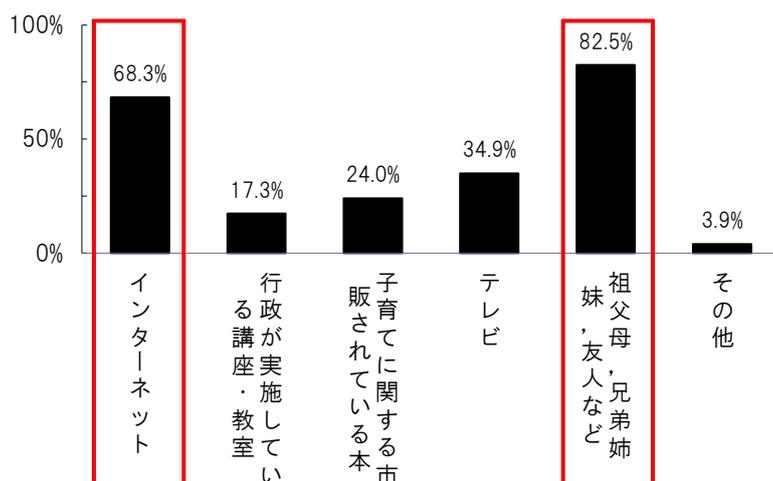
■ストレスの解消法について (N=1,577)

・ストレスの解消法としては、「友人や同じ環境の方とお話をする時間を作る」(約 68%), 「子どもから一時的に離れてリフレッシュする時間をもつ」(約 62%) が多い。しかし, 「ファミリーサポートセンター事業」等の利用状況(問 17-1), 「サロン・サークル等の交流事業」の利用状況(問 21) などから, 身近な交友関係での解消にとどまっていると考えられる。



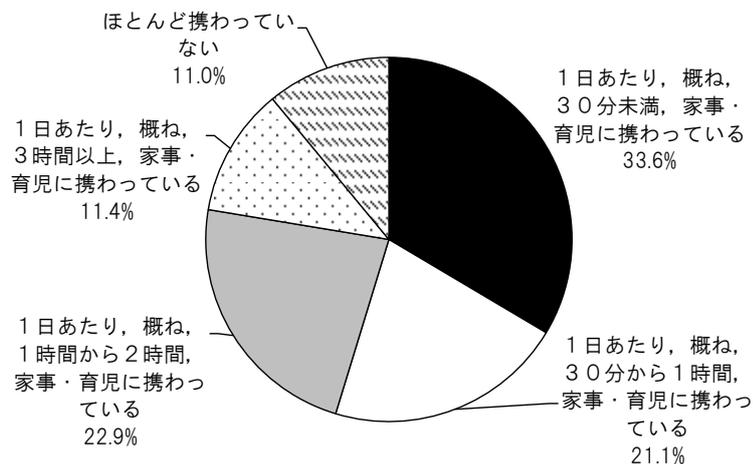
問 子育てに関する情報の入手法について (N=1,790)

・子育て情報の入手については、「祖父母・兄弟姉妹・友人など」(約 83%) や「インターネット」(約 68%) が多い。

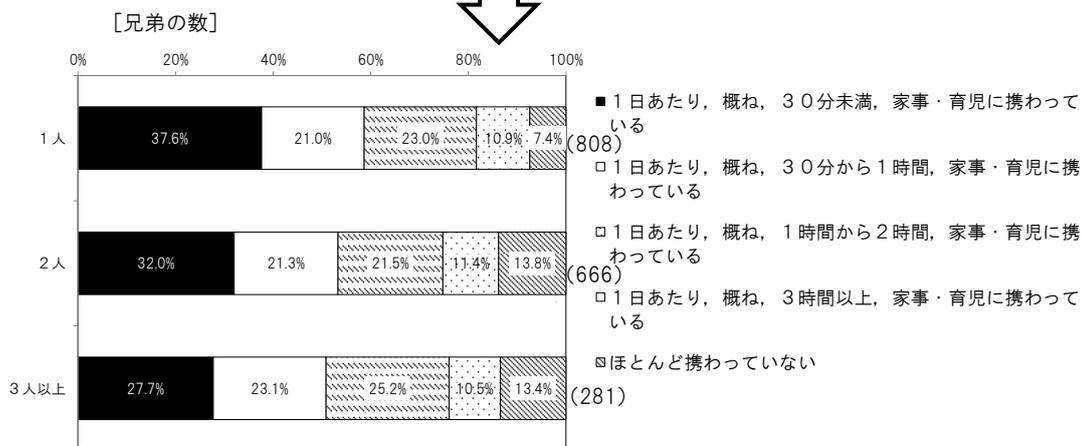


問 父親の平日における家事・育児に関わる時間について（※週平均で）（N=1,788）

- ・父親の平日における家事について、「2時間以内」が約78%となっている。
- ・平日、家事・育児にほとんど関わっていない父親は11%であった。
- ・兄弟の人数別でみると、1日の家事・育児が「30分未満」という回答は兄弟の数が減るほど減り、「30分から2時間」という回答は兄弟の数が減るほど増加する傾向にある。しかし、「ほとんど携わらない」とする回答は、兄弟が複数の方が多くなっている。
- ・国のデータでは、多子になるほど育児への参加時間が増える傾向である。本市では参加率（1日あたり30分以上の参加）は多子になるほど高いが、育児に参加しない父親の割合も多子ほど高くなる傾向となっている。類似他市に比べて、母親の「家事や子育てに専念したい」割合が高い傾向と関連していると思われ、父親に育児への参加を促すための対応が必要と思われる。

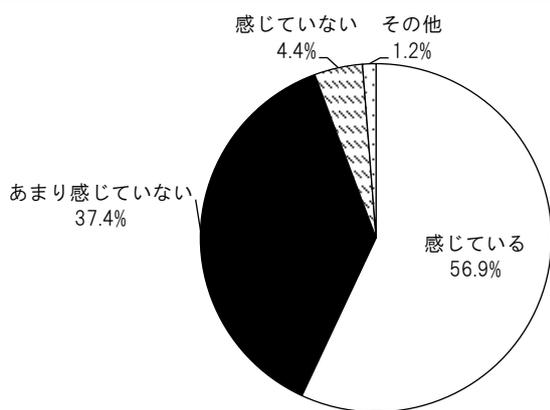


【兄弟の人数別】

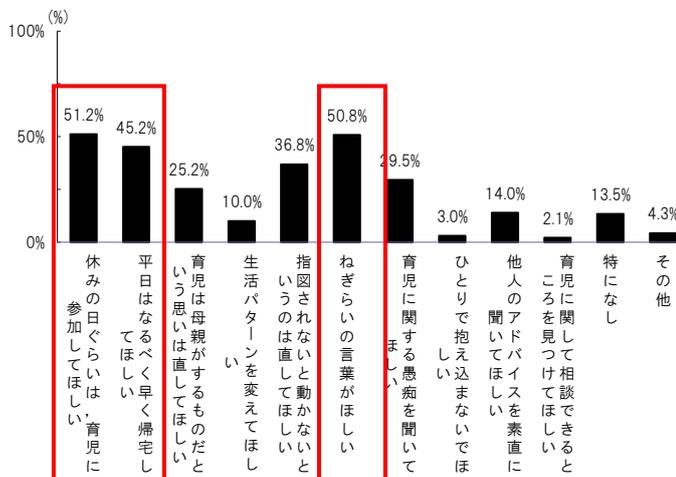


問 子育てに関して、夫婦で分かちあっている実感について (N=1,779)

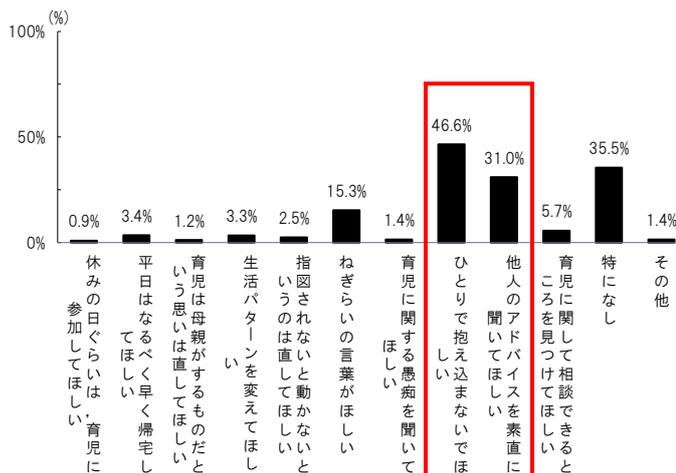
- ・子育てに関して夫婦で分かちあっている実感について、「感じている」が約57%と多い。
- ・しかし、母親から父親への期待では、「休みの日ぐらいいは、育児に参加してほしい」(約51%)や「平日はなるべく早く帰宅してほしい」(約45%)など、実際には父親の育児への関わりが不十分であると感じていると思われる。
- ・父親から母親への期待では、「ひとりで抱え込まないでほしい」(約47%)、「他人のアドバイスを素直に聞いてほしい」(約31%)など精神的な面に係わる回答が多い。



■子育てに関して母親から父親への期待について (N=1,753)

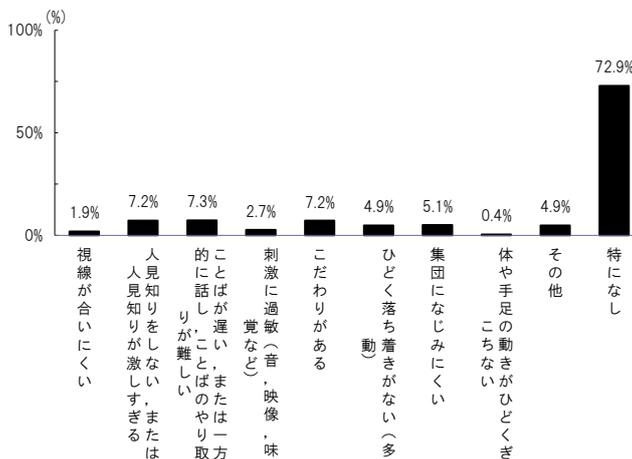


■子育てに関して父親から母親への期待について



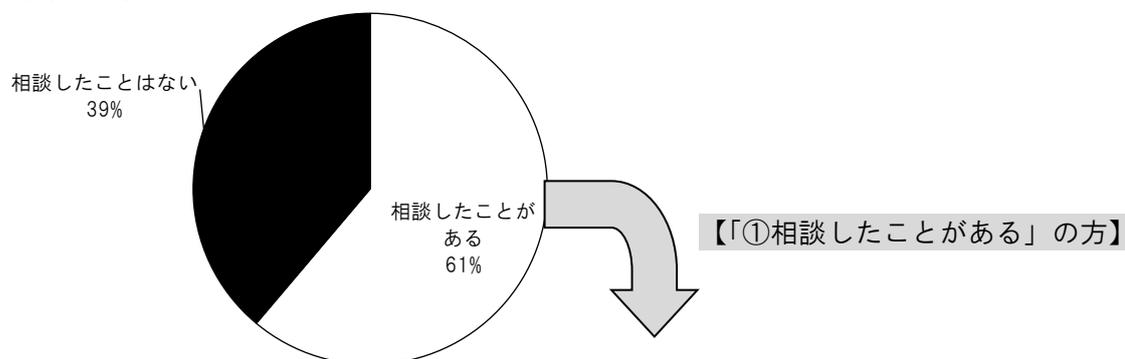
問 子どもが成長する中で、次のような状態を心配したり、他の人に指摘されたことについて (N=1,715)

・子どもの成長過程での心配ごとなどがあるとの回答は少ないが、その中で約61%が「相談したことがある」と回答している。



【「特になし」以外の方】

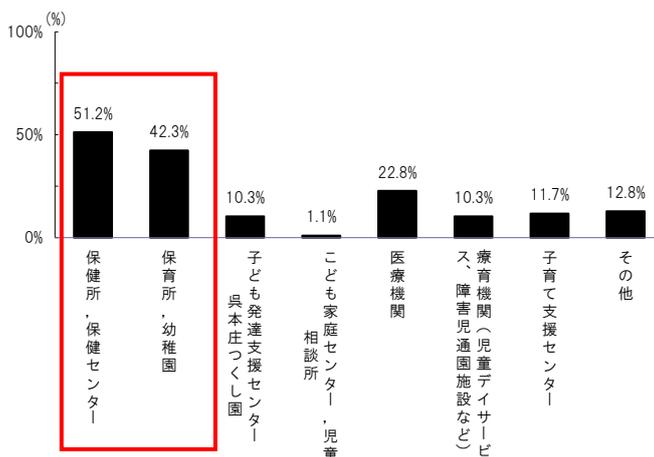
■相談の有無について (N=463)



【「①相談したことがある」の方】

■相談したことがある場合、相談先について (N=281)

・相談先としては、「保健所、保健センター」(約51%)、「保育所、幼稚園」(約42%)が多く、気軽に相談する相手先として多い(問12)「祖父母等の親族」や「友人や知人」などよりも専門的な相談先として利用されている。

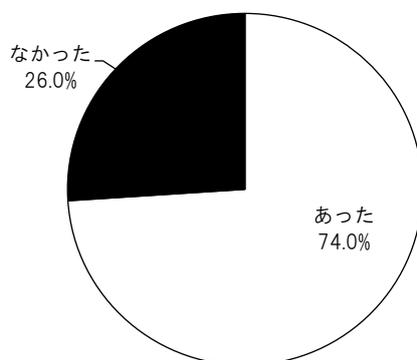


**(5) 病気の際の対応について【平日の教育・保育を利用する方】**

**【平日の定期的な教育・保育事業について「1. 利用している」を選ばれた方】**

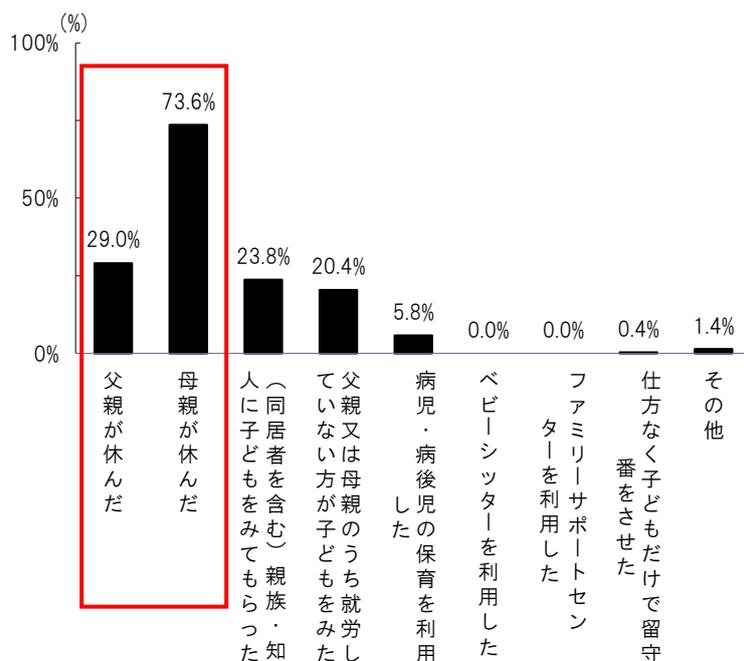
問 この1年間に、病気やケガで通常の事業（幼稚園、保育所など）が利用できなかったことについて (N=1,160)

- ・病気やけがで利用できなかったことについて、「あった」が約74%であった。
- ・その対処法としては、「母親が休んだ」が約74%で多い。
- ・「父親が休んだ」または「母親が休んだ」方への病児・病後児のための保育施設等の利用では、「利用したい」は約24%であった。希望する利用日数は、3日（22.9%）が最も多く、5日までで約75%を占めている。



**【「あった」の方】**

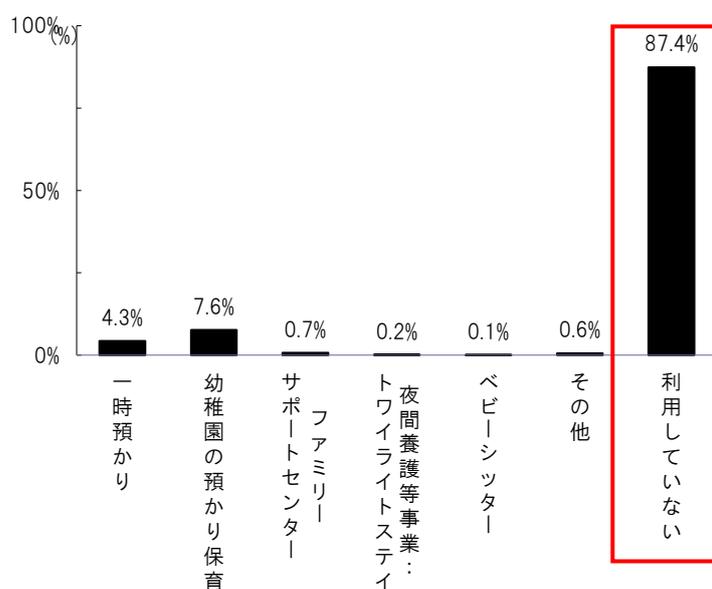
問 この1年間の対処方法について (N=799)



## (6) 不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う一時的な預かり等の利用について

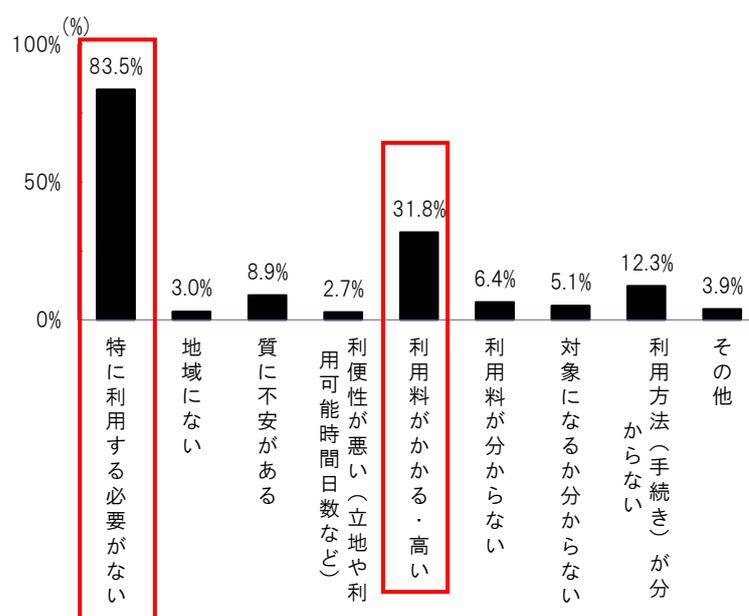
問 日中の定期的な保育や病気以外に、私用（冠婚葬祭，リフレッシュ等），親の通院，不定期な就労目的で，不定期に利用している事業について（N=1,720）

- ・不定期な教育・保育事業の利用については、「利用していない」が約87%で多く、「幼稚園の預かり保育」（約8%）、「一時預かり」（約4%）など利用が少ない。
- ・「利用していない」理由としては、「特に利用する必要がない」（約84%）、「利用料がかかる・高い」（約32%）が多い。



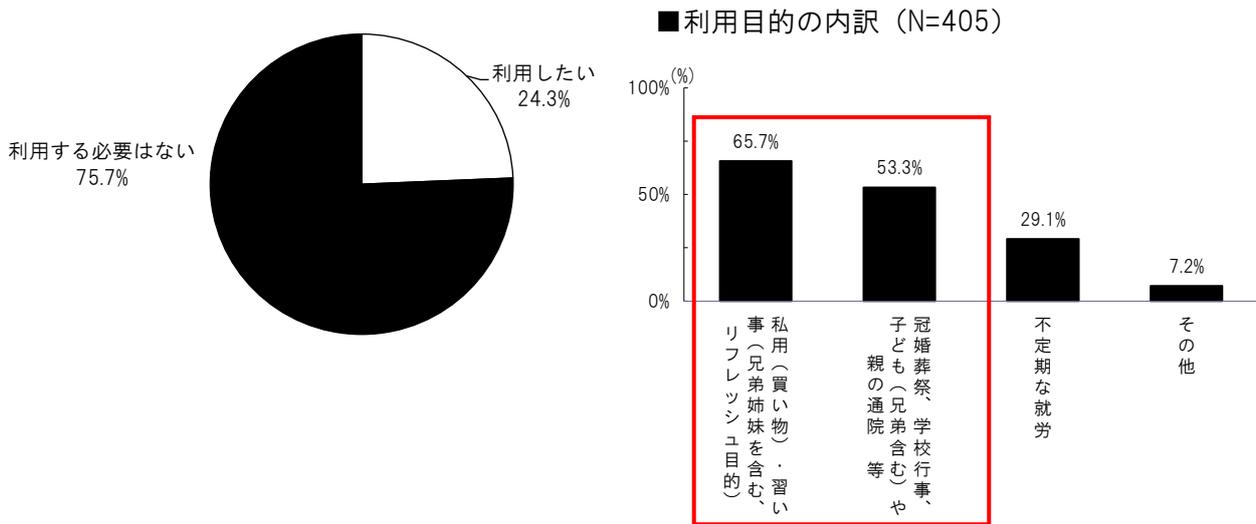
### 【「利用していない」の方】

問 現在，利用していない理由について（N=1,500）



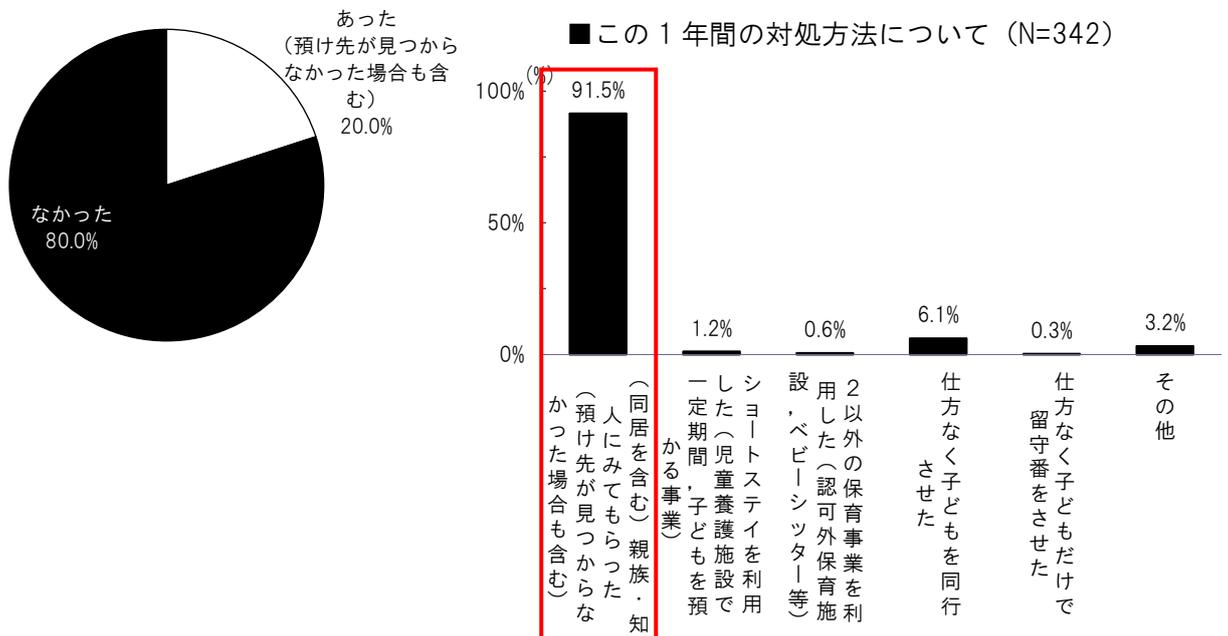
問 不定期な教育・保育事業の利用希望について (N=1,664)

- ・不定期な教育・保育事業について、「利用したい」は約 24%であった。
- ・利用目的の内訳では、「私用(買物)・習い事」(約 66%)、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(約 53%)が多い。



問 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気等)で、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことについて (N=1,733)

- ・保護者の用事で、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらったことについては、「あった(預け先が見つからなかった場合も含む)」が約 20%であった。
- ・その内訳では、「(同居を含む)親族・知人に看てもらった」が約 92%が多い。

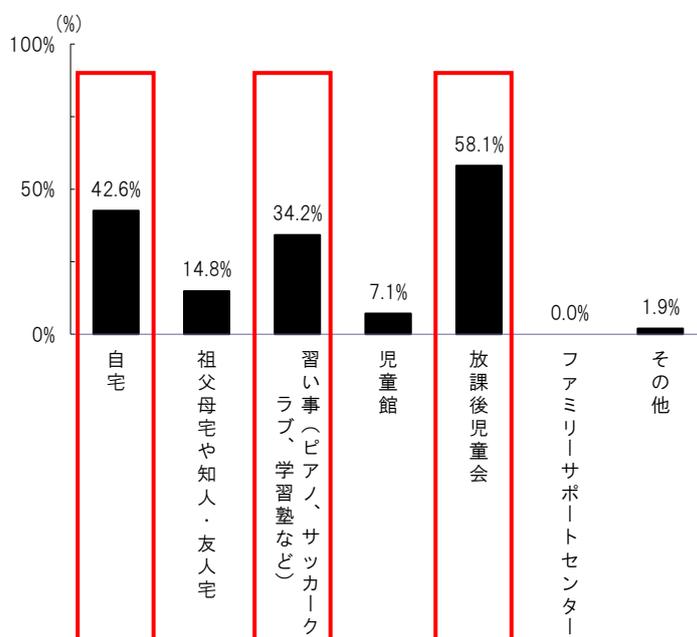


(7) 子どもが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方について

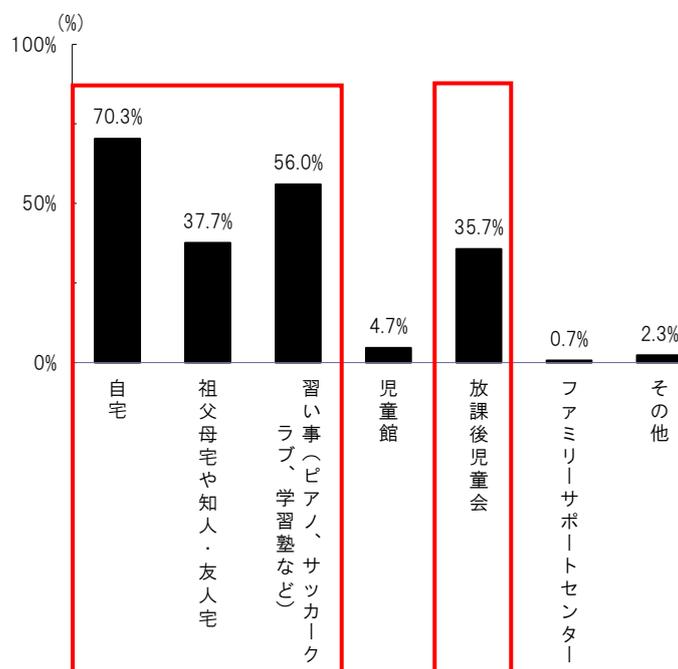
問 放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方について

- ・放課後の過ごし方については、全学年を通じて「自宅」、「習い事（ピアノ、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後児童会」が多い。
- ・高学年と低学年を比較すると、高学年では「自宅」、「習い事」について「祖父母宅や知人、友人宅」が増加し、「放課後児童会」の希望は減少している。
- ・類似他市との比較では、高砂市、佐世保市でも高学年になると、「自宅」、「習い事」の割合が増加し、「放課後児童会」の割合が減少しており、同じ傾向となっている。

ア. 小学校低学年（1～3年生）(N=310)



イ. 小学校高学年（4～6年生）(N=300)

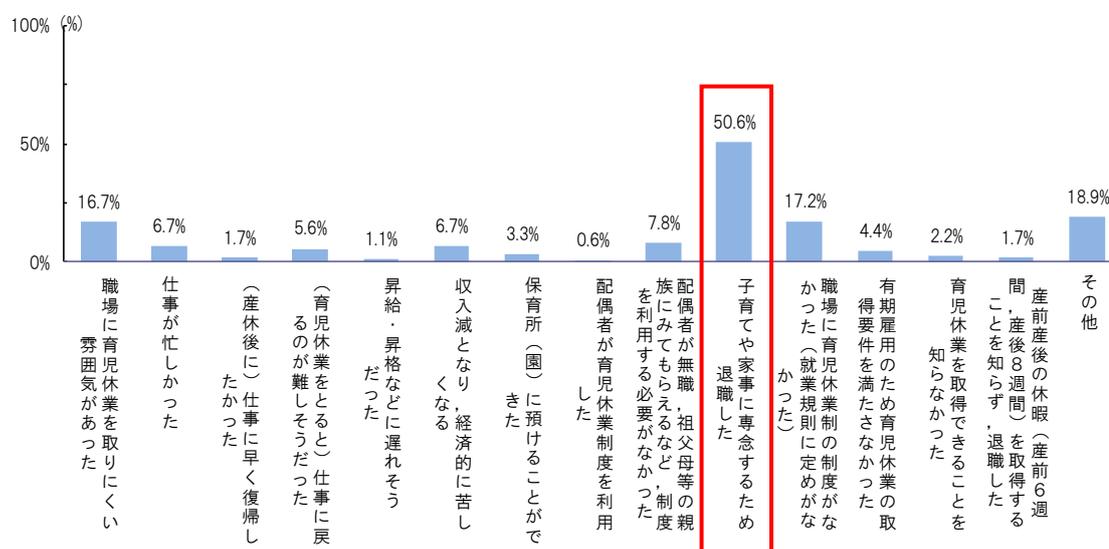


## (8) 育児休業制度の利用についてうかがいます

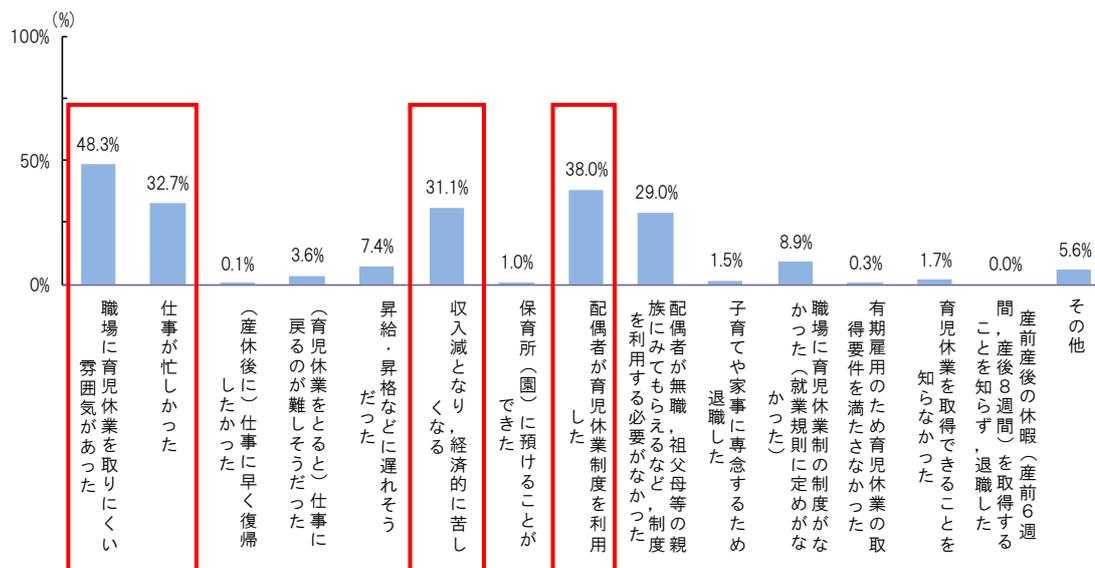
問 (取得しなかった理由)

- ・ 母親が育児休業制度を利用しなかった理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が約51%で最も多い理由となっている。
- ・ 父親が育児休業制度を利用しなかった理由については、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(約48%)が最も多く、「配偶者が育児休業制度を利用した」(約38%)、「仕事が忙しかった」(約33%)が多くなっている。

(母親) (N=180)



(父親) (N=1,412)



## 5 呉市次世代育成支援行動計画-後期計画-の取組み評価と進捗状況

### (1) 取組みの評価

呉市次世代育成支援行動計画（後期）の施策体系に沿って、次のとおり取組みの評価を行いました。

#### ①基本目標1：地域で子どもと子育てを支える環境づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育ての支援に努めました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひろひろ・ば」、「くれくれ・ば」のほか、市内6か所の保育所（園）において、地域子育て支援センターを開設し、乳幼児を持つ親子が集える場所を提供するとともに育児不安等についての相談業務や子育てサークルへの支援等を実施しています。</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業では、妊産婦が妊娠中や産後を安心して過ごせるよう家事や育児を支援する妊産婦支援を平成21年10月から実施しています。また、保護者が安心して子育てができるよう提供会員の自宅でサポートする「預かり型」に加え、平成25年10月から「訪問型」の事業を新たに開始しました。</li> <li>・平成20年度からは、こんにちは赤ちゃん事業を民生委員児童委員協議会と連携して実施することで地域福祉の向上を図っています。</li> <li>・地域における子育て家庭の孤立化を防止するため、平成25年度から「呉市子育てほっとあんしん事業」を開始し、子育て支援アドバイザーを2名配置し、主任児童委員の活動をサポートしています。地域で声かけや見守りを行ってもらう地域子育てサポーターを養成しながら、企業との連携等を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点施設での事業は、乳幼児を持つ親子の交流の場、子育てに関する相談など、今後様々な役割が求められるため、事業内容の充実が求められています。</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業については、事業内容の拡充により、利用件数が大幅に増加しています(H22:1,763件→H25:2,194件)。今後は、提供会員を増やすため、ファミリーサポーター養成講座の開催回数を増やす必要があります。</li> <li>・こんにちは赤ちゃん事業、呉市子育てほっとあんしん事業など地域福祉、地域保健の観点で事業を進めた結果、地域においてより親子を温かく見守り、支援する気運が高まっています。</li> <li>・子どもの成長にはたくさんの人が関わったほうが良いと言われていますが、平成25年12月に0歳から5歳までの子どもを持つ世帯を対象に行ったニーズ調査によると、市内に子育てを支援してくれる方がいないと回答した世帯が全体の19%あります。子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域にいろいろな人が子どもと子育てに関わっていけるよう、子育て支援の充実を図っていくことが課題です。</li> </ul>

施策	主な取組の状況	評価・課題
2 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの充実を図るため、サービス提供の基盤整備については、認可保育所や認可幼稚園を基本に弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めています。</li> <li>・延長保育事業は、平成 25 年度末現在 33 か所で実施し、保護者の就労形態の多様化、勤務時間の増加等に対応しています。</li> <li>・幼稚園の預かり保育事業は、平成 25 年度現在全ての幼稚園で実施し、保護者の就労形態の多様化、勤務時間の増加等に対応しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員を超えての入所が恒常化している保育所が多い地域では、特に低年齢児の途中入所の対応が困難な状況となっており、待機児童を発生させないための量の確保（受入体制の整備）が必要となっています。</li> <li>・多様な保育ニーズに対応していくため、子ども・子育て支援新制度において実施する各種事業を活用し、保育の質の向上とともに、保育サービスの更なる充実に努めていく必要があります。</li> <li>・量の確保と質の高い教育・保育を行うためには、その担い手となる保育士、幼稚園教諭等の人材確保のための方策も併せて検討していく必要があります。</li> <li>・多様化する就業形態や女性の更なる社会進出により、延長保育や幼稚園における預かり保育の需要は依然として高いことから、実施園数を増やしていく取組が必要となっています。</li> </ul>
3 子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年からは子育てサークル・子育て支援団体の人材育成を図るため、出前講座やワークショップ等の事業を開始しました。</li> <li>・平成 22 年度には、子育てに関するポータルサイトであるくれ子育てねっとの再構築を図り、携帯電話からでも呉市の子育てに関する情報が入手できるようにしたり、保育所や病院などの子育てに関係する施設を地図上で確認できるようにするなど、機能強化に努めてきました。</li> <li>・くれ子育てねっどの中には、子育て中のお母さん方（子育てサークル「バステル」）と協力し、子育てに役立つ情報発信を行うサイトを設けており、子どもと一緒にいけるお店情報や子育てサロン等の記事を定期的に掲載しています。 アクセス件数 H22:356,181 件→H25:533,255 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサークルの活動は、地域で子育てをする家庭の孤立化を防ぎ、育児に対する不安解消に役立っています。今後もその活動を支援しながら、登録団体数を増やすとともに団体間のネットワークづくりに努める必要があります。</li> <li>・くれ子育てねっどは、子育て中のお母さん方にとって便利な情報サイトとして定着しつつあります。今後は、各種情報の更新頻度を高めるとともに、子育て中のお母さん方にとってタイムリーな情報が提供できるよう子育てサークル等との連携強化に努める必要があります。</li> </ul>

施策	主な取組の状況	評価・課題
<p>4 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが、放課後や休日、夏休み等の長期休業中に、地域の中で安全に遊び、学べる居場所として、放課後子ども教室等の多様な居場所づくりの推進に努めています。</li> <li>・放課後児童会は、全市的な取組みとして小学校単位で実施しており、低学年の児童に対して遊びと生活の場を提供しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室では、子どもと地域の方々との交流が生まれていますが、設置数が伸び悩んでおり、今後の在り方について検討する必要があります。</li> <li>・放課後児童会への入会は、これまで原則として小学校低学年の児童に限られていましたが、平成 27 年度からは高学年の児童を受け入れることが可能になったため、施設や指導員の確保等について検討する必要があります。</li> </ul>

## ②基本目標2：すこやかに生み育てる環境づくり

親子の健康が確保されるように、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進しました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 子どもや母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信を持って取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報の提供を始め、疾病の予防や早期発見・早期対応を図っています。</li> <li>・妊婦教室、育児教室の充実や専門家による心の健康づくり相談、学校における生活習慣病予防の推進に努めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実に取り組み、地域で母子が安心して生活できるように、関係機関が得た情報を共有し、切れ目のない支援に結び付くような取組が必要です。</li> <li>・育児中の家庭が孤立しないよう地域で見守り、育児不安を感じている親に対し積極的なアプローチにより支援することが重要です。</li> </ul>
2 「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次健康くれ 21（健康増進計画・食育推進計画）」に基づき、子どもの頃から規則正しい生活リズムを確立させ、健康的な食習慣を身につけるため、市内の児童生徒とその保護者に対して、食育教室や給食関係者や地域の団体と連携した啓発活動を行っています。</li> <li>・平成 25 年度からは生活習慣病予防のために減塩に着目した食育を開始しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食の重要性については、理解が広まってきていますが、生活リズムの向上や生活習慣改善のため、「早寝・早起き・朝ご飯」が定着するよう継続して啓発していくことが必要です。</li> <li>・生活習慣病の予防は、子どもの頃から身につけていく必要があるため、子育て世代を対象とした減塩教室の実施や、食に関わる機関との連携を更に強化していく必要があります。</li> <li>・学校給食における地場産物の導入については、実施に必要な食材の安定的な供給確保が課題となっています。</li> </ul>
3 思春期保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙や飲酒、薬物等の有害性などについての基礎知識の普及を図っています。</li> <li>・児童生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して、生命の尊さを感じたり、父性・母性を養えるよう、思春期ふれあい体験学習を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、前向きに考えていけるよう、今後も学校、保健所及び地域が連携し、社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。</li> </ul>

施策	主な取組の状況	評価・課題
4 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児夜間救急センター，休日急患センター，小児夜間救急調剤センター等を中心に，医療機関，消防署等の関係機関との連携により，救急体制の充実に努めています。</li> <li>・平成 25 年からは呉市子育て支援グループとの協力により，小児夜間救急電話相談（#8000）啓発活動を推進しています。</li> <li>・県や医療機関と連携し，周産期医療体制の確保を行うとともに，乳幼児等医療費の自己負担分を助成しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間休日等における小児科の初期救急医療については，在宅当番医の負担軽減の観点から小児救急センターに集約しており，その利用について引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。</li> <li>・呉市子育てサークルとの協力による取組については，更なる連携強化により，市民協働の推進，広報の充実に努める必要があります。</li> </ul>

### ③基本目標3：子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育・遊び・暮らしの中で伸ばすことができるよう、家庭、学校及び地域が連携しながら様々な事業の展開を図りました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるように、保健所と民生委員児童委員協議会が連携して中学生を対象に「思春期ふれあい体験学習」を実施しています。</li> <li>また、呉市すこやか子育て協会では、高校生を対象に「あかちゃんふれあい講座」を開催しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化が進む現代では、身近に赤ちゃんがいない環境で成長することが当たり前になっており、そのことが、自分が成人した後に、出産・子育てに対する不安や負担感の要因にもなっていることから、若い世代が子育てに関心を持ち、男女がともに育んでいく土壌を培うことが必要です。</li> </ul>
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、「生きる力」を育む教育を推進し、指導方法の充実による確かな学力の向上を図るとともに、健やかな心身を育む活動を推進しています。</li> <li>・学校評議員制度の活用により、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営への反映を図っています。</li> <li>・30か所（平成25年度末現在）の幼稚園で預かり保育を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員制度については、校長・園長から地域の情報や地域住民の要望を聞き、学校運営に生かすことができたという高い評価を得ています。</li> </ul>
3 家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう、子育て期の親を対象とした参加型学習を実施し、家庭教育に関する情報提供や相談を行っています。</li> <li>・スポーツ少年団の育成など、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域スポーツ環境の整備を図っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育に対する関心の低い、あるいは地域から孤立しがちな親等、支援が届きにくい者に対するアプローチについて改善していく必要があります。</li> <li>・各種スポーツ活動及び大会を通じて青少年の健全育成や地域づくりに貢献していますが、スポーツ少年団については、少子化等による団員の減少が顕著化しています。</li> </ul>
4 青少年の健全育成及び非行等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を始め、呉市青少年指導センター、警察、民生委員児童委員、青少年補導員、地域のボランティアなどと連携しながら生徒指導上の諸問題等に対応しています。</li> <li>・有害図書取扱店舗へ立入調査を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や警察等との連携による見守り体制が強化され不審者発生件数が減少しました（H24:35件→H25:21件）。今後は相談活動事業や青少年補導員連絡会議等を通して、地域住民に周知していく必要があります。</li> <li>・有害図書取扱店舗に対し、青少年への適切な販売を要請し、過去の調査で指導を受けた店舗を中心に引き続き立入調査を行い広島県青少年健全育成条例（昭和54年広島県条例第2号）の周知を図っていくことが求められています。</li> </ul>

#### ④基本目標4：子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進しました。

また、子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援しました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの交通安全意識を高めるため、交通安全教育、交通安全推進委員による街頭指導等を推進しています。</li> <li>・子どもが地域において犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について、関係機関・団体と連携した取組（自主防犯グループの育成等）を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通ルールとマナーについて指導するとともに交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に大きな役割を果たしています。</li> <li>・地域コミュニティや地域ぐるみによる防犯活動の取組により、犯罪防止に大きな役割を果たしています。</li> </ul>
2 安心して外出できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバスの導入割合は年々増加しており、平成25年度末で約44パーセントとなっています。</li> <li>・子育て環境整備事業として平成22年度に市民センター、公民館、観光施設等の公共施設にベビーベッド等を配置し、子育て中の保護者が利用しやすい環境整備を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバスの導入拡大により、利用者の利便性向上が図られていますが、国が定めた移動等円滑化の促進に関する基本方針で掲げる目標値を大きく下回っていることから、更なるバリアフリー化の推進を図る必要があります。</li> </ul>
3 安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路照明の設置や維持管理等、防犯施設の整備に努めています。</li> <li>・街区公園数は年々増加しており、平成25年度末で308か所となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路照明については、引き続き着実な補修及び新設が必要です。</li> </ul>

## ⑤基本目標5：子育てと仕事の両立を支える環境づくり

子育てと仕事の両立を目指し、就業者や企業との連携を図りながら子育てと仕事をすすめる子育て家庭の支援に努めてきました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、情報提供やセミナー、研修会の開催などの啓発活動を行っています。</li> <li>・保健所、呉市すこやか子育て協会等が実施する「サンデーマタニティスクール」「パパシエ・ソフリエ講座」等の事業と連携しながら、これから親となる若い世代が子育てについて身近に感じる事業を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業者に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の意義が浸透するよう、更なる広報・啓発が必要です。</li> <li>・核家族化や地域の間人関係の希薄化の中、母親の子育てに関するストレス度が高い反面、父親の育児時間が少ない実態を踏まえ、父親が育児に関わる時間を増やそうとする動機付けが必要です。</li> </ul>
2 子育てと仕事の両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てと仕事の両立を支援するため、保育所や幼稚園等における保育サービスや放課後児童会、ファミリー・サポート・センターなどの各種サービスの充実と利用促進に努めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所、放課後児童会等について利用者の就労形態にマッチするよう柔軟な運営を行うことが求められています。</li> </ul>
3 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「くれ男女共同参画推進条例（平成13年条例第26号）」及び「くれ男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき、呉市男女共同参画週間事業の実施やくれ男女共同参画セミナーの開催など、男女共同参画に関する様々なテーマを学ぶ場を提供しています。</li> <li>・自主的かつ主体的に男女共同参画を推進することを目的とした講演会や研修会などの事業を企画し、実施する団体を支援するため、開催に係る経費助成を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父親が、家事や育児等に関わる時間は少なく、育児休業等の取得率も依然として極めて低い水準で推移しています。</li> <li>男女がともに、家庭生活や地域活動等に参画できるようにするためには 社会全体に対する意識啓発と、誰もが働きやすい職場環境の整備を進め 働き方を見直していくことが必要です。</li> </ul>

## ⑥基本目標6：支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

社会問題化している児童虐待の防止対策を始め、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策など、支援が必要な子どもとその保護者を支えていくため、保健、福祉、医療などの関係機関の連携を強化し、取組を推進してきました。

施策	主な取組の状況	評価・課題
1 児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応件数は、平成 22 年度は 138 件でしたが平成 25 年度は 320 件と大幅に増加しており、要保護児童等を早期に発見し、適切な対応を図るためのネットワークの強化に努めています。</li> <li>・平成 24 年度には、「子ども虐待対応ガイドライン」を策定し、平成 25 年度には呉市要保護児童対策地域協議会実務者会議・呉市要保護児童対策地域協議会代表者会議を立ち上げ、関係機関との連携強化に努めています。</li> <li>・平成 25 年度からは、「ほっとあんしん推進事業」として、「相談体制・予防サービスの強化」、「地域の子育て支援ネットワークづくり」、「企業との連携」、「未来のパパ・ママ育成」の 4 本柱で体系的に虐待対応と予防のための総合施策を展開しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制を含めて、虐待対応への基盤づくりは整いましたが、依然として要保護児童の増加に歯止めを掛けるまでには至っていません。</li> <li>・少子化や核家族化あるいは地域のつながりの希薄化などにより、育児に対する不安や負担、孤立感が高まっていることを背景に虐待リスクは複雑化してきています。</li> <li>・虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っ起こると考えられているため、どこにでも起こり得るという認識にたち子育て支援サービスの充実を図る必要があります。</li> <li>・あらゆるリスク要因に対してどのようにアプローチしていくかが重要であるため、個々のケースに合わせた支援を行う必要があります。</li> <li>・児童虐待防止のためには早期発見と適切な対応を行うことが重要であるため、保健・医療・福祉等の関係者が緊密な連携を保ちながら、情報の共有等を更に図る必要があります。</li> </ul>
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭に対する相談事業や就労支援を行っています。</li> <li>・平成 26 年度には自立支援プログラム策定事業を始めています。</li> <li>・ひとり親家庭を対象としたメールマガジンの配信を開始しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭が抱える、様々な課題の把握・分析をし、適切な支援メニューの組み合わせを提供することができる体制づくりが必要です。</li> <li>・ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援策の充実が必要です。</li> </ul>

施策	主な取組の状況	評価・課題
3 障がい児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児施策は、施設入所等については児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、在宅サービスについては、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づき実施されてきましたが、平成 24 年 4 月 1 日から児童福祉法に根拠規定が一本化され支援体系も再編されました。</li> <li>・発達障がい児に関する相談件数は、平成 23 年度の 312 件から平成 25 年度はと年々増加していることを踏まえ「呉市障害福祉計画」に基づき、福祉サービスの見込量の確保に努めています。</li> <li>・全ての保育所で障がい児の受入が可能となっており、平成 25 年度末で障がい児の受入を行っている保育所は 24 か所となっています。</li> <li>・特別支援教育支援員を特別支援学級及び通常の学級に派遣しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい児に関する相談件数が、年々増加していることや保護者の発達障がいに対する理解不足により、顕著化されていない事案が多いため、発達障がい児に対するきめ細かい相談体制の構築が必要とされます。</li> <li>・今後は、保健所、幼稚園・保育所、療育機関等と連携を図りながら、必要な療育を実施する体制づくりが急務です。</li> <li>・障がい児保育の需要の増加や重度の障害児への対応など専門性の高い保育サービスの提供及び障害の状況に応じたきめ細かな対応の必要から、保育士の専門性の向上に資する研修など、受入体制の充実に資する事業の実施が求められています。</li> <li>・特別支援教育支援員を増員し、学校・学級でのきめ細やかな支援を実施しています。今後も各学校の実態を考慮しながら、計画的に配置していく必要があります。</li> </ul>

(2) 呉市次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況と評価

事業名（指標）	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末 目標値	達成率
1 ファミリー・サポート・センターの設置か所数	1 か所	100.0%				
2 ファミリー・サポート・センターの利用件数	年間延べ 1,763 件	年間延べ 1,945 件	年間延べ 1,453 件	年間延べ 2,152 件	年間延べ 2,400 件	89.7%
3 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問実施率	94.7%	93.3%	94.9%	97.0%	100.0%	97.0%
4 子育てヘルパー派遣事業の利用世帯数	年間延べ 51 世帯	年間延べ 80 世帯	年間延べ 95 世帯	年間延べ 72 世帯	年間延べ 160 世帯	45.0%
5 地域子育て支援拠点事業の開催か所数	10 か所	8 か所	8 か所	8 か所	11 か所	72.7%
6 子育て家庭育児支援事業（ショートステイ）の実施事業所数	4 か所	100.0%				
7 子育て家庭育児支援事業（トワイライトステイ）の実施事業所数	4 か所	100.0%				
8 病児・病後児保育事業の実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	66.7%
9 一時預かり事業の実施保育所（園）数	12 か所	13 か所	13 か所	13 か所	14 か所	92.9%
10 保育所（園）の入所定員	4,335 人	4,245 人	4,115 人	4,060 人	4,095 人	99.1%
11 特定保育事業の実施保育所（園）数	3 か所	100.0%				
12 放課後児童会の設置か所数（学校区数）	36 か所	36 か所	36 か所	36 か所	必要とされる学校区	達成
13 延長保育事業の実施保育所（園）数	29 か所	30 か所	32 か所	33 か所	33 か所	100.0%
14 休日保育事業の実施保育所（園）数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	0.0%
15 預かり保育事業の実施幼稚園数	31 か所	31 か所	30 か所	30 か所	全園	100.0%

事業名(指標)	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末 目標値	達成率
16 育児サークル・子育て支援団体活動支援事業登録団体数	44 団体	39 団体	45 団体	45 団体	60 団体	75.0%
17 子育て支援交流事業の実施幼稚園数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	13 か所	84.6%
18 児童館の設置か所数	4 か所	100.0%				
19 放課後子ども教室の設置か所数(学校区数)	3 か所	2 か所	2 か所	2 か所	4 か所	50.0%
20 母子健康手帳交付時の保健指導割合	91.1%	98.4%	95.3%	96.4%	95.0%	達成
21 乳児健康診査受診率(1,3,6か月児健診)	93.1%	92.9%	94.6%	94.5%	95.0%	99.5%
22 肥満傾向にある小学生の割合	4.97%	4.29%	5.19%	4.90%	減少させる	達成
23 肥満傾向にある中学生の割合	2.06%	4.56%	4.20%	3.95%	減少させる	達成
24 幼稚園の入園定員	4,380 人	4,380 人	4,342 人	4,342 人	4,380 人	99.1%
25 家庭教育相談事業の開催回数	10 回	10 回	10 回	10 回	15 回	66.7%
26 ノンステップバスの導入割合	14.7%	27.6%	35.3%	43.6%	50.0%	87.2%
27 呉こども110番の家の設置か所数	2,714 か所	2,657 か所	2,689 か所	2,580 か所	2,800 か所	92.1%
28 呉市障害児保育促進事業の実施保育所(園)数	23 か所	22 か所	20 か所	24 か所	障害児の実態に応じた受入施設を確保	ほぼ達成

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

呉市次世代育成支援行動計画-後期計画-では、今後の少子高齢化の進展に伴う子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、平成17年度から26年度までの10年間、集中的、計画的な取組みを推進してきました。

本計画では、今後の計画期間である5か年を、次世代育成支援行動計画-後期計画-の基本理念を踏まえ継続した支援を推進するとともに、子ども・子育て支援法及び少子化社会対策基本法の理念を参考にして、次のように基本理念を設定しました。

**すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ**

### 2 基本目標

本計画では、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

#### 基本目標1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援

- ◇子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育てを支援します。
- ◇次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合うため、子育てネットワークの形成を推進します。
- ◇子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育保育施設や一時預かり、放課後児童クラブ等の支援事業の中から、適切なものを選択し円滑に利用できるよう利用者支援を行います。

#### 基本目標2 親と子の心と体の健康づくり

- ◇親子の健康が確保されるように、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進します。
- ◇医療機関等との連携により、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保に努めます。

#### 基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

- ◇子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしの中で伸ばさせることが

できるよう、家庭、学校及び地域が連携しながら様々な事業を展開します。

#### **基本目標4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備**

- ◇事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。
- ◇子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援します。

#### **基本目標5 子育てと仕事の両立支援**

- ◇育児休業などの各種法制度の普及・定着や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女が協働して家庭責任を担うことができる就労環境の整備に努めます。
- ◇子育てや地域活動、趣味の活動等「家庭」と「仕事」がうまくバランスのとれた生き方の実現に向けた気運を醸成します。
- ◇若者が住み慣れた地域の中で将来設計を立てられるよう、企業・国・自治体が連携して、安定した雇用促進に向けた取り組みを推進します。

#### **基本目標6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援**

- ◇社会問題化している児童虐待の防止対策をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など、様々な状況にある支援が必要な子どもとその保護者の成長を支えていくため、保健、福祉、医療、教育などの関係機関の連携を強化し、効果的な取り組みを推進します。

### 3 施策の体系

次世代育成支援行動計画の評価や課題，国の方針を勘案し，子ども・子育て支援に関する施策を，以下の施策体系に基づき進めていきます。

基本理念	基本目標	重点施策
すくすく・のびのび・子育てが楽しいまちづくり	1. 地域で子どもと子育て家庭を支える支援	①地域における子育て支援の充実 ②教育・保育サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進
	2. 親と子の心と体の健康づくり	①子どもや母親の健康の確保 ②「食育」の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
	3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④青少年の健全育成及び非行等への対応
	4. 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備	①子どもの安全の確保 ②安心して外出できる環境の整備 ③安全・安心なまちづくりの推進
	5. 子育てと仕事の両立支援	①切れ目のない支援の充実（出会い・結婚・出産・育児） ②ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し ③子育てと仕事の両立の推進 ④家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進
	6. 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	①児童虐待防止対策の充実 ②子どもの貧困対策（ひとり親家庭等） ③障害児施策の充実

## 第4章 子ども・子育て支援の新たな取り組み

### 1 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新しい制度は、平成27年4月から本格的に運用を開始します。

#### (1) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

##### ① 子ども・子育て支援法

- ◇ 「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設
- ◇ 子ども・子育て支援事業計画の策定

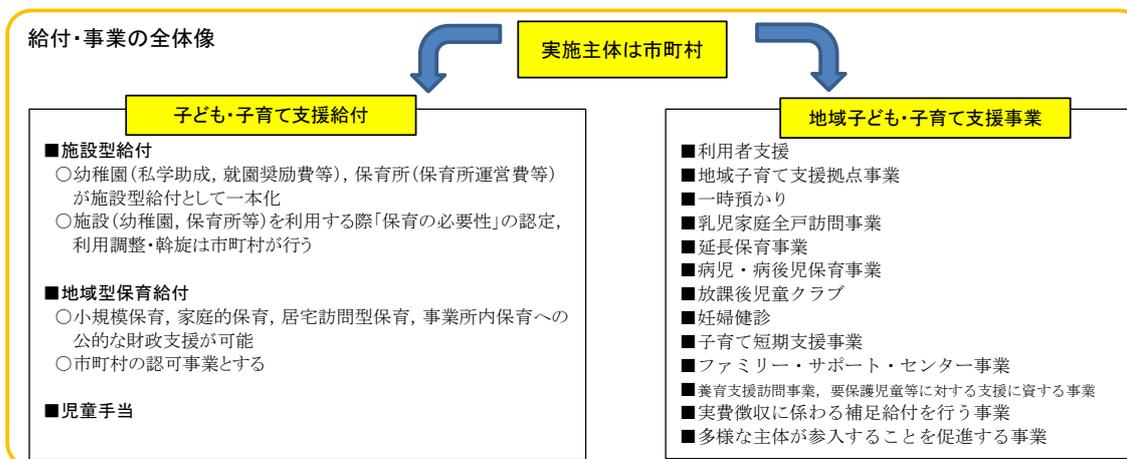
##### ② 認定こども園法の一部改正

- ◇ 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設（設置者主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人）
- ◇ 認定子ども園法に基づく、単一の認可、指導監督の一本化

##### ③ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正に伴う関係整備法

- ◇ 放課後児童会の対象学年の拡充

#### (2) 子ども・子育て支援給付，地域子ども・子育て支援事業の全体像



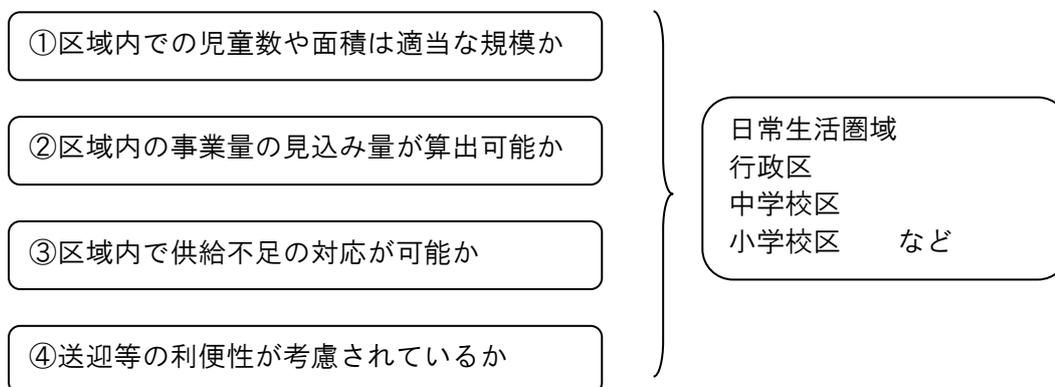
## 2 提供区域の設定

### (1) 提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より用意に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として設定しなければならないとされています。

## (2) 提供区域の設定に当たっての留意事項

- ◇教育・保育提供区域は、教育・保育事業の需給調整の基本単位として運用するものであり、区域内で各認定区分に対応した教育・保育事業を確保することが求められています。
- ◇教育・保育事業の供給量が需要量を下回る区域においては、その確保方策を計画に盛り込むとともに、新規参入の希望があった場合には、原則として認可しなければならないとされています。
- ◇地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、「需給調整の判断基準」という要素がある「教育・保育の提供区域」と異なり、事業の性質や実施状況を踏まえ、「量の見込み」の算出の中で、個別に区分を検討する必要があります。



## (3) 提供区域の設定範囲の広狭に関するメリットとデメリット

設定区分	メリット	デメリット
分割する区域が多い	<p><b>【利便性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一番、きめ細かい計画となる。</li> <li>○区域面積が狭いことから、居宅から施設等への移動が容易なため、利便性は高まる。</li> </ul>	<p><b>【硬直性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域内において、施設整備等が必要なため、施設配置が非効率となり整備経費が多くかかる。</li> <li>○区域内における急速な需給の増減が生じた場合、弾力的な計画の運用がしづらい。</li> </ul>
分割する区域が少ない	<p><b>【柔軟性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広い区域において効率的な施設整備が計画できる。</li> <li>○年度ごとの需要の増減に対して、区域内の施設が多いことから柔軟に対応できる。</li> <li>○広範囲の区域内で需給バランスを調整できることから、施設間の過当競争が生じにくくなる。</li> </ul>	<p><b>【不便性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域面積が広い場合、居宅からの移動が遠くなる場合も想定される。</li> </ul>

## (4) 提供区域の設定

### ①教育・保育施設

教育・保育の提供区域は、高齢者福祉計画等の日常生活圏域を参考とし、幼稚園、保育所の利用実態を踏まえて、地区外利用の高い地域を結合させた7ブロックとして設定しました。

(太線の枠内は平成26年1月1日現在)

提供区域	人口	就学前 児童数	幼稚園		保育所		地域内施設 利用率
			設置数	利用数	設置数	利用数	
天応・吉浦	15,309	686	2	79	4	275	70.8%
中央・宮原・警固屋	66,331	2,615	10	895	16	1019	85.4%
音戸・倉橋	19,108	514	0	0	4	309	79.4%
阿賀・広・仁方・郷原	75,087	4,238	8	1,151	16	1,453	87.8%
川尻・安浦	20,925	787	2	171	3	351	93.2%
昭和	35,027	1,800	6	634	5	560	95.5%
下蒲刈・蒲刈・豊浜・ 豊(安芸灘地区)	7,614	110	2	30	3	63	94.6%
計	239,401	10,750	30	2,960	51	4,030	90.2%

### ②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、以下の考え方に基づき事業ごとに提供区域を設定しました。

- ◇教育・保育施設を利用する事業については、教育・保育の提供区域と同様の区域設定をする。
- ◇定員設定や特定施設での実施が必要と見込まれる事業については、事業内容に合わせて区域設定をする。
- ◇訪問型の事業については、事業内容を把握しつつ、「全市」を一つの区域として設定する。

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
1	一時預かり事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ7ブロックに設定します。
2	延長保育事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ7ブロックに設定します。
3	病児・病後児保育事業	1ブロック (全市)	不定期に利用される事業であり、医療機関との連携を基本としているため、医療機関の実態にあわせた1ブロック(全市)に設定します。
4	地域子育て支援拠点事業	7ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	ひろば型(ひろひろ・ば、くれくれ・ば)やセンター型(保育所、保育園)で実施されていることから、教育・保育事業と同じ、7ブロックに設定します。

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
5	こんにちは赤ちゃん事業	1ブロック (全市)	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから1ブロック(全市)に設定します。
6	妊婦健康診査事業	1ブロック (全市)	医療機関の選択が可能であるため、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから1ブロック(全市)に設定します。
7	子育て短期支援事業 (ショートステイ, トワイライトステイ)	1ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
8	ファミリー・サポート・センター事業	1ブロック (全市)	利用実態が全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
9	養育支援訪問事業	1ブロック (全市)	関係機関や全市的な広範囲で行われているため、1ブロック(全市)に設定します。
10	放課後児童健全育成事業	35ブロック (小学校区)	利用実態が、自らが通う小学校区を基本としているため、35ブロック(小学校区)とします。
11	利用者支援事業		「利用者支援事業」, 「実費徴収に係る補足給付を行う事業」, 「多様な主体が参入することを促進するための事業」は、新規事業であるため、今後の国の審議状況を踏まえて検討します。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
13	多様な主体が参入することを促進するための事業		

■提供区域7ブロック：



### 3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

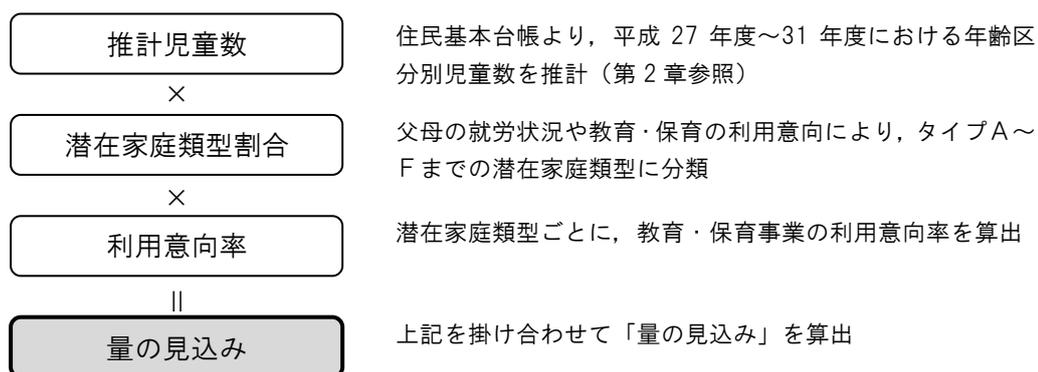
#### (1) 家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

#### (2) 「量の見込み」の標準的な算出方法

「量の見込み」については，各事業の教育・保育提供区域ごとに，以下の計算式を基本として算出を行いました。

なお，本計画における算出過程は，国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引』（平成 26 年 1 月 20 日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としていますが，手引きにおいては，地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて，より効果的，効率的な方法により算出することを妨げるものではない，とされています。



## 4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について

### (1) 教育・保育の提供体制の確保方策

- ① 提供区域ごとに需給の調整を行うことを基本とします。
- ② 提供体制の確保は，認可施設・認可事業での対応を基本とし，迅速性・効率性・事業効果等を総合的に勘案し検討します。
- ③ 既存の認可施設のみで対応できない場合は，地域型保育事業や事業所内保育事業の活用，認定こども園への移行等を推進します。
- ④ 地域型保育事業については，保育の質を確保するため，認可保育所に近い基準を満たしている事業を優先します。
- ⑤ 提供体制の整備に伴い必要となる，保育士や幼稚園教諭等の確保方策の実施に努めます。

### (2) 1号認定

#### 【基本情報】

提供区域	7ブロック	
対象家庭類型	タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満＋月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプD	専業主婦（夫）
	タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満＋月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプF	無業×無業
対象年齢	1号認定（3歳～5歳児，幼児期の学校教育（教育標準時間認定）） ※子ども・子育て支援法第19条（認定区分）	

#### ①天応・吉浦地区

	現状	提供可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	81	81	96	98	101	99	96
②確保方策	施設型給付		73	100	101	99	96
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲23	2	0	0	0

## ②中央・宮原・警固屋

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	862	891	363	365	376	360	349
②確保 方策	施設型給付		700	550	500	500	500
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			337	185	124	140	151

## ③音戸・倉橋

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	0	0	30	28	25	25	25
②確保 方策	施設型給付		0	28	25	25	25
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲30	0	0	0	0

## ④阿賀・広・仁方・郷原

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1,084	1,084	656	625	593	586	587
②確保 方策	施設型給付		936	800	640	640	640
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			280	175	47	54	53

## ⑤川尻・安浦

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	175	195	112	108	99	96	94
②確保 方策	施設型給付		157	140	130	130	130
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			45	32	31	34	36

## ⑥昭和

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	550	736	353	354	332	331	322
②確保 方策	施設型給付		448	400	370	370	370
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			95	46	38	39	48

## ⑦安芸灘

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	27	29	13	12	9	9	9
②確保 方策	施設型給付		5	12	9	9	9
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲8	0	0	0	0

## (3) 2号認定

### 【基本情報】

提供区域	7ブロック	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム×フルタイム
	タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上＋月 48 時間～120 時間の一部）
対象年齢	2号認定：満3～5歳，保育の必要性あり（満3歳以上保育認定） ※子ども・子育て支援法第19条（認定区分）	

## ①天応・吉浦地区

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	141	158	121	131	140	139	131
②確保 方策	施設型給付		149	131	140	139	131
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			28	0	0	0	0

## ②中央・宮原・警固屋

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	546	595	1,184	1,172	1,211	1,163	1,136
②確保 方策	施設型給付		707	950	1,211	1,163	1,136
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲477	▲222	0	0	0

## ③音戸・倉橋

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	225	235	159	147	128	126	128
②確保 方策	施設型給付		225	147	128	126	128
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			66	0	0	0	0

## ④阿賀・広・仁方・郷原

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	875	875	1,387	1,319	1,252	1,236	1,235
②確保 方策	施設型給付		1,060	1,190	1,252	1,236	1,235
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲327	▲129	0	0	0

## ⑤川尻・安浦

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	214	214	273	268	250	251	242
②確保 方策	施設型給付		232	255	250	251	242
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲41	▲13	0	0	0

## ⑥昭和

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	300	314	525	527	495	493	479
②確保 方策	施設型給付		402	450	495	493	479
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲123	▲77	0	0	0

## ⑦安芸灘

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	35	40	34	27	20	21	23
②確保 方策	施設型給付		57	27	20	21	23
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			23	0	0	0	0

## （４）３号認定（０歳）

### 【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	3号認定：満3歳未満（0歳～2歳児），保育の必要性あり （満3歳未満保育認定） ※子ども・子育て支援法第19条（認定区分）

## ①天応・吉浦地区

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	9	13	40	40	39	38	37
②確保 方策	施設型給付		9	30	39	38	37
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲31	▲10	0	0	0

## ②中央・宮原・警固屋

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	51	58	129	127	126	123	121
②確保 方策	施設型給付		51	100	110	110	110
	地域型保育給付		0	20	16	13	11
②-①			▲78	▲7	0	0	0

## ③音戸・倉橋

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	11	44	34	33	33	32	31
②確保 方策	施設型給付		11	33	33	32	31
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲23	0	0	0	0

## ④阿賀・広・仁方・郷原

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	79	79	239	236	232	230	225
②確保 方策	施設型給付		88	138	202	210	200
	地域型保育給付		10	20	30	20	25
②-①			▲141	▲78	0	0	0

## ⑤川尻・安浦

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	13	17	25	24	24	24	23
②確保 方策	施設型給付		13	20	24	24	23
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲12	▲4	0	0	0

## ⑥昭和

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	22	29	51	51	50	50	49
②確保 方策	施設型給付		22	40	50	50	49
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲29	▲11	0	0	0

## ⑦安芸灘

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	3	5	0	0	0	0	0
②確保 方策	施設型給付		0	0	0	0	0
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0

## (5) 3号認定（1-2歳）

### 【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	3号認定：満3歳未満（0歳～2歳児），保育の必要性あり （満3歳未満保育認定） ※子ども・子育て支援法第19条（認定区分）

## ①天応・吉浦地区

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	89	89	113	113	109	109	108
②確保 方策	施設型給付		89	100	109	109	108
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲24	▲13	0	0	0

## ②中央・宮原・警固屋

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	338	338	408	404	399	396	393
②確保 方策	施設型給付		338	380	380	380	380
	地域型保育給付		0	20	19	16	13
②-①			▲70	▲4	0	0	0

## ③音戸・倉橋

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	67	73	74	75	75	75	75
②確保 方策	施設型給付		67	75	75	75	75
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲7	0	0	0	0

## ④阿賀・広・仁方・郷原

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	445	475	621	622	620	618	615
②確保 方策	施設型給付		469	520	570	578	575
	地域型保育給付		30	50	50	40	40
②-①			▲122	▲52	0	0	0

## ⑤川尻・安浦

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	107	110	118	117	117	117	116
②確保 方策	施設型給付		107	117	117	117	116
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②-①			▲11	0	0	0	0

### ⑥昭和

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	186	194	242	241	242	241	240
②確保 方策	施設型給付		186	200	232	231	240
	地域型保育給付		0	0	10	10	0
②－①			▲56	▲41	0	0	0

### ⑦安芸灘

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	16	30	14	14	15	15	15
②確保 方策	施設型給付		16	14	15	15	15
	地域型保育給付		0	0	0	0	0
②－①			2	0	0	0	0

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

### (1) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園などで一時的に預る事業です。

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所	施設数	13 か所	13 か所	13 か所
	利用児童数	8,428 人	8,440 人	8,149
幼稚園	施設数	29 か所	28 か所	28 か所
	利用児童数	1,986 人	2,035 人	1,881 人

#### ①1号認定

##### 【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプC' , タイプD, タイプE' , タイプF
対象年齢	1号認定：満3～5歳，幼児期の学校教育（教育標準時間認定） ※子ども・子育て支援法第19条（認定区分）

#### <天応・吉浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み			74	74	73	73	71
②確保方策 一時預かり (1号認定)			74	74	73	73	71
②-①			0	0	0	0	0

#### <中央・宮原・警固屋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み			569	571	591	564	546
②確保方策 一時預かり (1号認定)			569	571	591	564	546
②-①			0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み			0	0	0	0	0
②確保方策 一時預かり (1号認定)			0	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み			1,290	1,241	1,183	1,163	1,143
②確保方策 一時預かり (1号認定)			1,290	1,241	1,183	1,163	1,143
②-①			0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み			550	526	481	455	447
②確保方策 一時預かり (1号認定)			550	526	481	455	447
②-①			0	0	0	0	0

<昭和>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み			203	203	191	190	185
②確保方策 一時預かり (1号認定)			203	203	191	190	185
②-①			0	0	0	0	0

<安芸灘>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み			4	3	3	2	2
②確保方策 一時預かり (1号認定)			4	3	3	2	2
②-①			0	0	0	0	0

## ②2号認定

### 【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	2号認定：満3～5歳，保育の必要性あり（満3歳以上保育認定） ※子ども・子育て支援法第19条（認定区分）

#### <天応・吉浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	317	329	282	288	289	287	278
②確保方策 一時預かり (2号認定)			282	288	289	287	278
②-①			0	0	0	0	0

#### <中央・宮原・警固屋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1,382	1,435	1,264	1,254	1,309	1,246	1,211
②確保方策 一時預かり (2号認定)			1,264	1,254	1,309	1,246	1,211
②-①			0	0	0	0	0

#### <音戸・倉橋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	47	49	48	46	42	41	41
②確保方策 一時預かり (2号認定)			48	46	42	41	41
②-①			0	0	0	0	0

#### <阿賀・広・仁方・郷原>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	2,643	2,744	2,619	2,514	2,405	2,361	2,316
②確保方策 一時預かり (2号認定)			2,619	2,514	2,405	2,361	2,316
②-①			0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	640	665	656	644	590	576	561
②確保方策 一時預かり (2号認定)			656	644	590	576	561
②-①			0	0	0	0	0

<昭和>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1,957	2,032	1,877	1,883	1,764	1,759	1,715
②確保方策 一時預かり (2号認定)			1,877	1,883	1,764	1,759	1,715
②-①			0	0	0	0	0

<安芸灘>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	6	6	30	8	10	3	5
②確保方策 一時預かり (2号認定)			30	8	10	3	5
②-①			0	0	0	0	0

### ③在園児対象型以外

#### 【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳～5歳児

#### <天応・吉浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	50	53	46	48	49	48	45
②確保方策 一時預かり （在園児対象）			46	48	49	48	45
②-①			0	0	0	0	0

#### <中央・宮原・警固屋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	194	201	185	181	182	176	171
②確保方策 一時預かり （在園児対象）			185	181	182	176	171
②-①			0	0	0	0	0

#### <音戸・倉橋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	40	41	39	38	37	35	35
②確保方策 一時預かり （在園児対象）			39	38	37	35	35
②-①			0	0	0	0	0

#### <阿賀・広・仁方・郷原>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	485	504	457	446	433	426	428
②確保方策 一時預かり （在園児対象）			457	446	433	426	428
②-①			0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	113	118	88	109	107	103	100
②確保方策 一時預かり （在園児対象）			88	109	107	103	100
②-①			0	0	0	0	0

<昭和>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	254	263	243	240	233	230	224
②確保方策 一時預かり （在園児対象）			243	240	233	230	224
②-①			0	0	0	0	0

<安芸灘>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	0	0	1	0	0	0	0
②確保方策 一時預かり （在園児対象）			1	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0

## (2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて、認定こども園、保育所で保育を実施する事業です。

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	31 か所	33 か所	33 か所
利用児童数	1,095 人	1,151 人	1,228 人

### 【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	3歳～5歳児

### <天応・吉浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	95	95	150	148	148	145	139
②確保方策 延長保育事業			150	148	148	145	139
②-①			0	0	0	0	0

### <中央・宮原・警固屋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	321	321	299	295	295	284	280
②確保方策 延長保育事業			299	295	295	284	280
②-①			0	0	0	0	0

### <音戸・倉橋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	0	0	209	202	195	191	189
②確保方策 延長保育事業			209	202	195	191	189
②-①			0	0	0	0	0

<阿賀・広・仁方・郷原>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	450	450	698	678	657	648	639
②確保方策 延長保育事業			698	678	657	648	639
②-①			0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	146	146	231	228	221	219	212
②確保方策 延長保育事業			231	228	221	219	212
②-①			0	0	0	0	0

<昭和>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	211	211	335	330	320	316	309
②確保方策 延長保育事業			335	330	320	316	309
②-①			0	0	0	0	0

<安芸灘>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	0	0	15	15	15	15	15
②確保方策 延長保育事業			15	15	15	15	15
②-①			0	0	0	0	0

### (3) 病児・病後児保育事業

病児について、病院などにおいて付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施 設 数	2 か所	2 か所	2 か所
延べ利用児童数	2,725 人	2,462 人	2,781 人
実利用児童数	1,238 人	1,190 人	1,233 人
1人当たりの平均利用日数	2.20 日	2.07 日	2.26 日

#### 【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	タイプF以外
対象年齢	0歳～9歳

#### <全市>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	2,781	3,920	9,547	9,391	9,197	8,999	8,832
②確保方策 病児・病後 児保育事業			3,920	3,920	5,880	7,840	8,832
②-①			▲5,627	▲5,471	▲3,317	▲1,159	0
【計画期間中の確保の内容】	H29 1施設開設（+1,960人） H30 1施設開設（+1,960人） H31 1施設開設（+1,960人）						

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ひろば型	施設数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	利用児童数	47,134 人	52,290 人	54,548 人
センター型	施設数	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	利用児童数	521 回・71,186 人	577 回・71,541 人	581 回・87,775 人

#### 【基本情報】

提供区域	7ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	概ね0歳～3歳

#### <天応・吉浦>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	0	0	4,644	4,452	4,224	4,140	4,044
②確保方策	ひろば型		4,644	3,452	224	140	44
	センター型		0	1,000	4,000	4,000	4,000
②-①			0	0	0	0	0
【計画期間中の確保の内容】	H28 1 施設開設 (+1,000) H29 2 施設開設 (+3,000)						

#### <中央・宮原・警固屋>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	44,850	44,850	20,544	20,064	19,200	18,828	18,468
②確保方策	ひろば型		17,544	15,064	9,200	8,828	8,468
	センター型		3,000	5,000	10,000	10,000	10,000
②-①			0	0	0	0	0
【計画期間中の確保の内容】	H27 1 施設開設 (+1,000) H28 2 施設開設 (+3,000) H29 3 施設開設 (+5,000) ※くれくれ・ば 最大 2,000						

<音戸・倉橋>

		現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
				H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		0	0	5,436	5,460	5,592	5,460	5,328
②確保方策	ひろば型			1,812	1,960	2,092	1,960	1,828
	センター型			900	3,500	3,500	3,500	3,500
②-①				-2,724	0	0	0	0
【計画期間中の確保の内容】		H28 2施設開設（+2,600） ※くれくれ・ば 最大 900						

<阿賀・広・仁方・郷原>

		現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
				H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		61,744	61,744	45,684	45,636	45,096	44,172	43,128
②確保方策	ひろば型			31,000	31,468	33,096	32,172	31,128
	センター型			4,000	8,000	12,000	12,000	12,000
②-①				-10,684	-6,168	0	0	0
【計画期間中の確保の内容】		H27 2施設開設（+2,000） H28 3施設開設（+4,000） H29 3施設開設（+4,000） ※ひろひろ・ば 最大 2,000						

<川尻・安浦>

		現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
				H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		5,811	5,811	8,880	8,556	8,772	8,592	8,388
②確保方策	ひろば型			0	3,056	1,772	1,592	1,388
	センター型			3,000	5,500	7,000	7,000	7,000
②-①				-5,880	0	0	0	0
【計画期間中の確保の内容】		H28 1施設開設（+2,500） H29 1施設開設（+1,500） ※ひろひろ・ば 最大 3,000						

<昭和>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	13,133	13,133	14,544	14,160	14,220	13,920	13,596
②確保方策	ひろば型		0	0	0	0	0
	センター型		14,544	14,160	14,220	13,920	13,596
②-①			0	0	0	0	0

<安芸灘>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	551	551	132	132	180	180	168
②確保方策	ひろば型		0	0	0	0	0
	センター型		132	132	180	180	168
②-①			0	0	0	0	0

### (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う事業です。

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出生数	1,786 人	1,720 人	1,694 人
訪問率	93.3%	94.9%	97.0%
訪問数	1,667 人	1,632 人	1,643 人

#### 【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	タイプF以外
対象年齢	0歳

#### <全市>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1,632	1,720	1,553	1,519	1,491	1,458	1,415
②確保方策 乳児家庭全 戸訪問事業			1,553	1,519	1,491	1,458	1,415
②-①			0	0	0	0	0

## (6) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付件数（届出者数）	1,852 人	1,779 人	1,654 人
1 人あたりの平均健診回数	11.94	12.14	11.65
妊婦健康診査延べ人数	22,116 人	21,604 人	19,272 人

### 【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	タイプF 以外
対象年齢	0 歳

### <全市>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：延人数）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	21,604	21,604	20,318	19,875	19,515	19,072	18,521
②確保方策 妊婦健康診査事業			20,318	19,875	19,515	19,072	18,521
②-①			0	0	0	0	0

### (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ショートステイ	実利用人数	10 人	15 人	13 人
	延べ利用日数	30 日	125 日	164 日
トワイライト	実利用人数	7 人	11 人	13 人
	延べ利用日数	251 日	218 日	161 日

#### 【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	タイプF以外
対象年齢	0 歳～18 歳

#### <全市>

	現状	提供可能量	実施時期（単位：延利用日数）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	125	226	264	257	250	241	239
②確保方策 ショートステイ			226	230	235	240	250
②-①			▲38	▲27	▲15	▲1	11
【計画期間中の確保の内容】	愛光園の施設改修に伴い平成 28 年度から段階的に受入拡大						

#### <全市>

	現状	提供可能量	実施時期（単位：延利用日数）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	218	295	204	191	179	168	157
②確保方策 トワイライトステイ			295	295	295	295	295
②-①			91	104	116	127	138

### (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
援助件数	1,945 件	1,453 件	2,152 件
依頼会員数	1,221 人	1,117 人	1,230 人
提供会員数	420 人	352 人	364 人
両方会員数	214 人	178 人	178 人

#### 【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳～15 歳

#### <全市>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1,117	1,221	1,105	1,094	1,083	1,072	1,060
②確保方策 ファミリー サポートセ ンター事業			1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
②-①			116	127	138	149	161

## (9) 養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業

### ①子育てヘルパー派遣事業

養育支援が必要と認められる世帯に対し、家事、育児等の援助を行うことにより、当該家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援するために、子育てヘルパーを派遣する事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認定者数（実人数）	28 人	40 人	34 人
認定者数（延べ人数）	80 人	95 人	72 人
利用日数	609 日	776 日	593 日

### 【基本情報】

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0歳～

### <全市>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人日）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	776	1,252	800	800	800	800	800
②確保方策 子育てヘル パー派遣事 業			1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
②-①			452	452	452	452	452

## ②児童家庭相談事業

児童虐待をはじめとして、子どもをとりまく問題は、複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期に発見し、早期に支援していくことで家庭の安定を図るとともに、地域におけるきめ細やかな支援体制を整える事業です。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
個別ケース	開催数	50 回	45 回	42 回
検討会議	児童数	108 人	81 人	104 人

### 【基本情報】

提供区域	1 ブロック
対象家庭類型	全家庭類型
対象年齢	0 歳～

### <全市>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	81	108	98	98	98	98	98
②確保方策 児童家庭相 談事業			108	108	108	108	108
②-①			10	10	10	10	10

### (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成をはかる事業です。

	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市全体	施設数	36 か所	35 か所	35 か所
	利用児童数	1,813 人	1,843 人	1,877 人

#### 【基本情報】

提供区域	35 ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	就学児

#### <中央・本通児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	48	38	60	62	62	63	63
②確保方策 放課後児童会			78	78	78	78	78
②-①			18	16	16	15	15
【計画期間中の確保の内容】	平成 27 年度から教室確保						

#### <中央・港町児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	57	38	48	52	53	55	55
②確保方策 放課後児童会			38	78	78	78	78
②-①			▲10	26	25	23	23
【計画期間中の確保の内容】	平成 28 年度から教室確保						

<中央・両城児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	36	38	26	29	29	30	30
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			12	9	9	8	8

<中央・呉中央児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	85	38	73	75	76	75	75
②確保方策 放課後児童会			78	78	78	78	78
②-①			5	3	2	3	3
【計画期間中の確保の内容】	平成 27 年度から教室確保						

<中央・荘山田児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	60	38	66	68	74	74	73
②確保方策 放課後児童会			78	78	78	78	78
②-①			12	10	4	4	5
【計画期間中の確保の内容】	平成 27 年度から教室確保						

<中央・明立児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	41	38	34	35	35	36	36
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			4	3	3	2	2

<中央・和庄児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	53	38	55	59	60	62	62
②確保方策 放課後児童会			78	78	78	78	78
②-①			23	19	18	16	16
【計画期間中の確保の内容】	平成27年度から教室確保						

<中央・長迫児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	21	38	32	35	36	37	37
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			6	3	2	1	1

<吉浦・吉浦ふたば児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	56	76	72	75	76	74	73
②確保方策 放課後児童会			76	76	76	76	76
②-①			4	1	0	2	3

<警固屋・警固屋児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	30	38	19	21	22	22	21
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			19	17	16	16	17

<阿賀・阿賀いずみ児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	120	118	63	69	73	74	72
②確保方策 放課後児童会			118	118	118	118	118
②-①			55	49	45	44	46

<阿賀・原児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	25	38	14	15	16	16	16
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			24	23	22	22	22

<広・広みさか児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	93	72	78	81	83	81	80
②確保方策 放課後児童会			112	112	112	112	112
②-①			34	31	29	31	32
【計画期間中の確保の内容】	平成 27 年度から教室確保						

<広・白岳すみれ児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	165	112	113	120	122	121	117
②確保方策 放課後児童会			112	152	152	152	152
②-①			▲1	32	30	31	35
【計画期間中の確保の内容】	平成 28 年度から教室確保						

<広・横路バンビ児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	126	80	102	109	117	110	107
②確保方策 放課後児童会			120	120	120	120	120
②-①			18	11	3	10	13
【計画期間中の確保の内容】	平成 27 年度から教室確保						

<広・広児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	113	78	85	90	92	91	87
②確保方策 放課後児童会			78	78	118	118	118
②-①			▲7	▲12	26	27	31
【計画期間中の確保の内容】	平成29年度から教室確保						

<広・広南かもめ児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	26	38	19	19	21	20	19
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			19	19	17	18	19

<仁方・仁方あいじ児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	46	40	38	39	39	39	38
②確保方策 放課後児童会			40	40	40	40	40
②-①			2	1	1	1	2

<宮原・宮原児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	38	38	22	22	23	22	23
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			16	16	15	16	15

<宮原・坪内児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	34	38	28	28	29	27	29
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			10	10	9	11	9

<天応・落走児童会> ※落走保育所へ委託

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	14	20	6	7	6	6	7
②確保方策 放課後児童会			20	20	20	20	20
②-①			14	13	14	14	13

<天応・天応わかば児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	44	38	25	25	24	25	26
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			13	13	14	13	12

<昭和・昭和西なかよし児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	108	76	48	50	53	52	52
②確保方策 放課後児童会			76	76	76	76	76
②-①			28	26	23	24	24

<昭和・昭和中央ひかり児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	100	76	78	81	83	81	83
②確保方策 放課後児童会			76	116	116	116	116
②-①			▲2	35	33	35	33
【計画期間中の確保の内容】	平成 28 年度から教室確保						

<昭和・昭和南ひまわり児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	47	38	29	30	32	31	32
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			9	8	6	7	6

<昭和・昭和北児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	105	80	77	78	79	78	78
②確保方策 放課後児童会			80	80	80	80	80
②-①			3	2	1	2	2

<郷原・郷原児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	84	80	36	39	40	37	34
②確保方策 放課後児童会			80	80	80	80	80
②-①			44	41	40	43	46

<安芸灘・蒲刈児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	26	40	7	9	7	8	6
②確保方策 放課後児童会			40	40	40	40	40
②-①			33	31	33	32	34

<川尻・川尻児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	54	80	47	51	51	53	51
②確保方策 放課後児童会			80	80	80	80	80
②-①			33	29	29	27	29

<音戸・波多見児童会>

	現状	提供 可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	49	38	31	35	43	43	44
②確保方策 放課後児童会			38	38	78	78	78
②-①			7	3	35	35	34
【計画期間中の確保の内容】	平成 29 年度から教室確保						

<音戸・音戸児童会>

	現状	提供可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	41	38	22	23	24	24	24
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			16	15	14	14	14

<倉橋・明德児童会>

	現状	提供可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	23	40	23	25	23	21	20
②確保方策 放課後児童会			40	40	40	40	40
②-①			17	15	17	19	20

<安浦・安登つくし児童会> ※安登児童会

	現状	提供可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	36	38	14	15	17	17	18
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			24	23	21	21	20

<安浦・内海児童会>

	現状	提供可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	63	38	52	53	55	55	57
②確保方策 放課後児童会			78	78	78	78	78
②-①			26	25	23	23	21
【計画期間中の確保の内容】	・平成27年度から教室確保						

<安浦・三津口児童会>

	現状	提供可能量	実施時期（単位：人）				
			H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	14	38	9	9	10	10	11
②確保方策 放課後児童会			38	38	38	38	38
②-①			29	29	28	28	27

## 第5章 実施計画

### 1 基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援

#### 重点施策（1）地域における子育て支援の充実

##### ■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、市内に子育てを支援する人（祖父母、兄姉、親族等）がいる割合は80%を超えているものの、日頃から子どもをみてもらえる方は50%程度にとどまっており、核家族化の進展と子育てに関する親の負担がうかがえる結果となっています。
- ◇ 他県からの転入や父親が長期不在となる家庭も多く、母親が孤立しやすいという指摘があり、育児サークル・子育て支援団体等、子育て当事者が中心となった子育て支援ネットワークや、居宅・施設における子育て支援サービスの一層の充実が必要となっています。
- ◇ 地域子育て支援拠点事業は、ひろば型の「くれくれ・ば」や「ひろひろ・ば」やセンター型6施設で実施していますが、アンケート結果では利用率は全体の20%程度にとどまっているものの、0歳児を持つ保護者は「今後利用したい」、「利用日数を増やしたい」というニーズは75%を超えており、ひろばの必要性の高さがうかがえる結果となっています。
- ◇ ファミリー・サポート・センター事業は、保育所、幼稚園、児童会等の送迎と前後の預かり、保護者等外出時の援助が活動の中心であり、他に民間の託児サービスなどの選択肢もあることから、相互の役割分担を図りながら、事業の更なる周知が求められています。
- ◇ 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、アンケート結果によると、放課後児童会へのニーズは、小学校低学年では58%で一番高く、高学年では35%と全体の中では4番目になっており、高学年でもある程度の受け入れ希望があることがうかがえます。中央地区や広地区などでは放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設や人材確保などの整備が求められています。

##### ■施策の方向性

- ◇ すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるように、高齢者の活躍の場の拡大を含め、様々な地域の資源の活用を図ります。
- ◇ きめ細やかな子育て支援サービスを提供するとともに、身近なところで子育てについて相談できるよう、情報提供を行いながら、保護者の利便性向上を図ります。
- ◇ また、子育て中の保護者が相互に交流し、子育てについての相談や各種情報の提供などを行う地域子育て支援拠点の未開設の地区への設置を検討します。
- ◇ 保護者の多様な就労形態に対応し、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

- ◇ また、新たに事業への参入を検討する事業者に対して、円滑に事業実施が行えるよう、相談、助言等を行います。

事業名	概要	担当課
利用者支援	子どもやその保護者、または妊娠している方などその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供する。	子育て支援課 子育て施設課
子育て家庭育児支援事業（ショートステイ）	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
子育て家庭育児支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事等のため、恒常的に帰宅が夜間に及ぶとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	児童が病気の時で、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病気の児童を一時的に保育する。	子育て施設課
一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に、児童を受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課
放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、中学校修了までの児童を対象に支給する。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
多様な主体による新規参入	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係構築を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課

## 重点施策（２）教育・保育サービスの充実

### ■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、保護者の両方が働いている（フルタイム、パートタイム、アルバイト等）割合が全体の約 58%を占めており、認可保育所、幼稚園等の教育・保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業等に対する潜在的ニーズの高まりがうかがえる結果となっています。
- ◇ 教育・保育事業は、各提供区域毎に「量の見込み」と「確保方策」のとりまとめをニーズ調査に基づき行っていますが、提供区域によっては、確保方策が追いついていない地域があるため、受け皿としての施策が求められています。
- ◇ 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、中央地区や広地区などでは放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設や人材確保などの整備が求められています。
- ◇ 延長保育事業は、平成 25 年度末現在 33 か所で実施していますが、利用者数は増加傾向にあり、延長保育事業を実施している保育所への入所希望が集中する傾向にあります。
- ◇ 共働き家庭の増加とともに、就業構造の変化、就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育ニーズの維持・確保を図るとともに、多様な就労形態を始め、子育ての負担軽減、緊急時の保育ニーズなどに対応できる弾力的できめ細やかな保育サービスの提供が必要です。
- ◇ アンケート調査の結果から、人口が集中する中央地区・広地区・昭和地区のある 3 つの提供区域において、教育・保育の提供量が不足することが見込まれ、供給体制確保のため、地域型保育事業等の活用を検討する必要があります。

### ■施策の方向性

- ◇ 乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、量の拡充、質的向上を図ります。
- ◇ 教育・保育事業については、既存の施設の定員拡大等、最大限の努力に努めるとともに地域型保育事業の促進や認定こども園への移行を促すことで教育・保育施設の確保を図ります。
- ◇ 保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◇ 「呉市保育所の統合・民営化基本計画」を見直す中で、効率的な保育所の運営等について検討していきます。
- ◇ 幼稚園と保育所の機能をもちあわせ、さらに子育て支援事業が実施される「認定こども園」の普及を図ります。
- ◇ 子どもの発達や学びの連続性を確保するために、保育所・幼稚園・認定こども園等

と小学校間の連携の推進を図ります。

- ◇ 幼児教育・保育や子育て支援の機能を総合的に提供し、潜在的な待機児童の解消や適切な規模の子ども集団を保ちながら、子どもの育ちの場を確保しつつ、質の高い幼児教育・保育を充実させるため、認定こども園の設置を支援します。なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を進めるものとします。
- ◇ 市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の職員等を対象に保育・教育のスキルアップや安全管理等に関する研修会を定期的に行い、職員等の資質向上に努めるとともに、相互の連携を深めます。

事業名	概要	担当課
保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育に欠ける乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	子育て施設課 学校教育課
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	子育て施設課
地域型保育事業	保育を必要とする3歳未満の子どもを少人数（19人以下）で保育する。	子育て施設課
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
（再）一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に、児童を受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課
（再）多様な主体による新規参入	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係構築を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子育て施設課

### 重点施策（3）子育て支援のネットワークづくり

#### ■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、子育てサロン、サークル等の交流事業の認知度は約 63%と過半数を超えているものの、「利用したことがある」「今後利用したい」と回答した方は 30%を下回っており、身近に情報阿賀が入る広報のあり方の検討が必要です。
- ◇ アンケート調査によると、子育て情報を入手する手段としてインターネットと回答した方は、祖父母・兄弟姉妹・友人に次いで 68%と高い割合を示しており、子育て総合ポータルサイト「くれ子育てねっと」の充実が望まれています。あわせて、スマートフォンの普及により、いつでも、どこでも取得しやすい環境が求められています。
- ◇ 「チャイルド・フェスタ in くれ」は呉市すこやか子育て協会が子育てサークルの代表と企画運営を図っている事業でサークル同士の交流になっており、今後も継続して実施していけるよう努める必要があります。

#### ■施策の方向性

- ◇ 子育てを地域全体で支えるため、子育てに関する情報が手に入りやすい仕組みづくり、子育て支援サービスの向上に努めます。
- ◇ 呉市すこやか子育て協会が子育て当事者と連携しながら、子育て支援団体の育成、地域協働による子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- ◇ 子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、「くれ子育てねっと」機能充実に努めます。
- ◇ 子育て中の家庭と子育て経験豊かな地域の高齢者等とが、子育てを通じて異世代交流によるたてのつながりが持てる場の市全体への創出に努めます。

事業名	概要	担当課
育児サークル・子育て支援団体活動支援	呉市すこやか子育て協会と連携し、育児サークル、子育て支援団体への活動支援を行う。	子育て支援課
くれ子育てねっと	子育て支援サービスの情報の他、地域情報交流サイト「くれパステル」、育児サークルの紹介など子育てに関する情報を、インターネット上で提供する。	子育て支援課
子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課

## 重点施策（４）子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

### ■現状と課題

- ◇ 児童館は、誰でも自由に利用できる施設であるため、地域の子どもたちに健全な遊びを教える場としての役割を果たしています。
- ◇ 保護者が就労等により、昼間家庭に居ない小学生の児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用し適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業を35か所で実施しています。
- ◇ 学校等を活用して子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を2校で開設しているほか、保育所や幼稚園の園庭・園舎を開放し、体験学習や相談事業等の交流事業を実施しています。

### ■施策の方向性

- ◇ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全に・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき一体型を中心とした放課後児童会及び放課後子ども教室等の総合的な放課後対策を検討していきます。
- ◇ すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。
- ◇ 子ども・子育て関連3法により、放課後児童会の対象が全ての小学生に拡大されることに伴い、平成27年度から平成29年度にかけて、小学4年生から6年生を段階的に受け入れていきます。
- ◇ 友達や地域の大人などと交流しながら、地域で様々な体験活動ができるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します

事業名	概要	担当課
児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにする。	子育て支援課
放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	文化振興課
(再) 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
(再) 子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て施設課

## 2 基本目標2：親と子の心と体の健康づくり

### 重点施策（1）子どもや母親の健康の確保

#### ■現状と課題

- ◇ 乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが重要です。
- ◇ 妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信を持って取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報の提供を始め、疾病の予防や早期発見・早期対応を図っています。
- ◇ 新生児家庭訪問指導については、「こんにちは赤ちゃん事業」と連携し、早期に訪問することで産後の家庭不安の解消を図ることが必要です。
- ◇ 乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行うとともに、訪問等で対象者全員の把握に努める必要があります。
- ◇ 今後も、核家族化・少子化の進行による家庭の養育力の低下が懸念されることから、妊娠・出産・子育ての各段階に応じ、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図ることが必要です。

#### ■施策の方向性

- ◇ 「第2次健康くれ21」に基づき、親子の健康保持・増進に対し適切な働き掛けに努めます。
- ◇ 母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊産婦・新生児等訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。
- ◇ 父親の参加や相談指導等を実施する妊婦教室、育児教室の充実や専門職による心の健康づくり相談、学校における生活習慣病予防の推進を進めます。
- ◇ 子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実に努めます。

事業名	概要	担当課
予防接種の実施【新規】	子どもの健康を守るため、予防接種法に基づき、乳幼児、児童生徒の予防接種を実施する。	保健総務課
母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、新生児等や妊産婦の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	健康増進課

事業名	概要	担当課
(再) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦の健康状態や胎児、乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。	健康増進課
妊婦・育児教室, 相談	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室や個別相談を実施する。	健康増進課
こどもの心の健康相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安, 虐待, いじめ等の問題について, 専門職が相談を受ける。	健康増進課
生活習慣病予防	生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発を行う	学校安全課
学校保健委員会の設置	医療機関, P T A, 学校の関係者等で組織する委員会を設置し, 児童生徒の健康の保持・増進を図る。	学校安全課
(再) ファミリー・サポート・センター事業 (妊産婦支援事業)	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に, 育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課

## 重点施策（２）「食育」の推進

### ■現状と課題

- ◇ 市民と行政がそれぞれの立場から食について考え、食育に計画的に取り組むため、平成 25 年 3 月に「第 2 次健康くれ 2 1」を策定しています。
- ◇ アンケート調査によると、朝食を食べる年長児は 96.2%，小学校 6 年生は 91.9% となっていますが、栄養バランスと量を考えている人の割合は 25.8% となっています。
- ◇ 「朝ごはん食べよう運動」や子どもの食育教室により、朝食の重要性については、ある程度の理解を得られていると考えられますが、「どう食するのか（量やバランス、誰と食するか等）」の啓発も併せて必要です。

### ■施策の方向性

- ◇ 乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子供の成長に応じた食育を推進します。

事業名	概要	担当課
朝ごはん食べよう運動	幼稚園・保育所等の児童とその保護者や指導者を対象に食育教室を開催し、朝ごはんをはじめ、望ましい食生活についてエプロンシアターや講話等によって啓発する。	健康増進課
おいしい減塩食で健康生活推進事業 (減塩でおいしい！食育)	関係機関と連携し、食を正しく選択する力を身につけるため、指導用リーフレットを作成し、幼児・児童・生徒への啓発を行う。	健康増進課
おいしい減塩食で健康生活推進事業	保育所に通園している子ども達はもとより、各保護者に対して「減塩」による健康づくりを推進するための指導・啓発活動を行う。	子育て施設課

### 重点施策（3）思春期保健対策の充実

#### ■現状と課題

- ◇ 思春期における性行動の低年齢化により，人口妊娠中絶や性感染症の増加が指摘されており，学校保健と連携し，性に関する適切な知識の啓発を行うとともに，喫煙，飲酒，薬物等の有害性について基礎知識の普及を図っていきます。
- ◇ 児童・生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して，生命の尊さや，父性・母性観を養えるよう，思春期ふれあい体験学習を実施しています。
- ◇ 学校，保健所及び地域が連携し，地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。

#### ■施策の方向性

- ◇ 思春期の子どもたちに対して，痩身志向による必要のないダイエット，喫煙，飲酒，薬物乱用等，健康に対する影響が懸念されていることについて，正しい知識の普及と理解の促進を徹底し，自ら正しい判断ができるよう支援していきます。

事業名	概要	担当課
高校生の012歳（赤ちゃん）ふれあい体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して，高校生を対象とした赤ちゃんふれあい講座を行う。	子育て支援課
思春期喫煙予防教室	未成年者への喫煙予防を啓発する。	健康増進課
思春期相談事業	各保健センターで思春期相談を行うとともに，随時電話や来所で相談を受ける。	健康増進課
思春期ふれあい体験学習	性と生命と育児について学ぶため，小・中学生を対象に，乳幼児とふれあう体験を提供する。	健康増進課

## 重点施策（４）小児医療の充実

### ■現状と課題

- ◇ 夜間休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応しており、その利用について引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。
- ◇ ０歳児から小学校入学前までの入院・通院と、小学６年生までの入院について、医療費の自己負担を助成しています。

### ■施策の方向性

- ◇ 子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実とともに、医療体制の充実を図ります。
- ◇ 「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との円滑な連携体制の確保を図るとともに、いつでも安心してかけられる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。

事業名	概要	担当課
休日急患センター	休日における初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：内科，小児科，外科 診療時間：休日 9 時～18 時	福祉保健課
小児夜間救急センター	夜間における小児初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：小児科 診療時間：毎日 19 時～23 時	福祉保健課
乳幼児等医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課

### 3 基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

#### 重点施策（1）次代の親の育成

##### ■現状と課題

- ◇ 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが低年齢の弟妹の世話をしたり、年齢の違う近所の子どもたちと遊んだりするなど、就学前の児童とふれあう機会が減少しています。
- ◇ これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるように、乳幼児などのふれあいや交流機会の充実を図っています。

##### ■施策の方向性

- ◇ 次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
(再) 高校生の012歳(赤ちゃん)ふれあい体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした赤ちゃんふれあい講座を行う。	子育て支援課
(再) 思春期ふれあい体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験を提供する。	健康増進課

## 重点施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### ■現状と課題

- ◇ 全国的に少子高齢化が進んでおり、子どもが少なくなっていく中、子どもたちに切磋琢磨する機会を増やし、社会性と確かな学力を育てていくためには、学校統合により適正規模校に近づけていく必要があります。
- ◇ 子ども一人一人が、自分や他人の人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力、様々な問題に積極的に対応し解決するための学力等の「生きる力」を身につけるためには、学校教育環境の充実が必要です。
- ◇ 今後は、きめ細やかな指導の充実や個性ある学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境での幼児教育に努めていく必要があります。

### ■施策の方向性

- ◇ 未来を担う子どもたちのために、学力に加え、集団活動を充実し、社会性を育むことを目的に、学校統合を推進します。
- ◇ 幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保・幼・小連携の体制を整備します。
- ◇ 子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力、「生きる力」を養い、豊かな情操を育むとともに、道徳教育等を通じた心の教育をはじめ、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実を図ります。
- ◇ 「アメニティ環境の創造」をキーワードに、子どもたちが「学校が好き」「学校へ行きたい」と思えるように、あらゆる場面で子どもたちをほめ、笑顔あふれる快適で心地よい学校づくりを徹底します。

事業名	概要	担当課
適正規模の学校教育環境づくり	呉市立学校統合基本方針に基づき、学校統合を推進する。	教育総務課
小中一貫教育推進事業	小・中学校の９年間で指導内容と指導方法に一貫性を持たせ、義務教育９年間を見通した小中一貫教育を実践する。	学校教育課
加配講師配置事業	少人数指導やティーム・ティーチングを推進したり、個に応じた指導を行う。	学校教育課
呉市保幼小連携に関する代表者会	保育園（所）・幼稚園・小学校と行政等関係機関が連携し、幼児期の教育から小学校の教育への円滑な接続を図る。	学校教育課
（再）保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育に欠ける乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課

事業名	概要	担当課
(再) 認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
(再) 幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	子育て施設課 学校教育課

### 重点施策（３）家庭や地域の教育力の向上

#### ■現状と課題

- ◇ 核家族化に伴う家族の小規模化は、親から子へと子育て知識を継承する、子どもとのふれあいを通じて父性・母性観を育てるといった環境の減少をもたらす恐れがあり、地域においても子どもとふれあう機会が減少しているなど、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されています。子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭・学校・地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって教育力を高め、子育て・親育ちの取組を推進することが必要です。
- ◇ スポーツ少年団については、各種スポーツ活動及び大会を行い、青少年の健全育成、地域づくりなどに貢献していますが、少子化による団員の減少が課題となっています。

#### ■施策の方向性

- ◇ 子供の成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の充実を図ります。
- ◇ 地域の大人と子どもが協働して実施する交流活動や、地域の見守りの中で子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し、地域の教育力の向上を図ります。
- ◇ 民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

事業名	概要	担当課
親子コミュニケーション能力開発事業	良好な親子関係づくりに効果的な取組を検討・実施し、家庭教育の充実を図る。	文化振興課
家庭教育相談事業	呉市教育会教育相談部に属する教員OB等が行う相談事業。	文化振興課
スポーツ少年団	日本体育協会が設立した青少年スポーツ団体で、スポーツを通して青少年の健全育成を行う。	スポーツ振興課

## 重点施策（４）青少年の健全育成及び非行等への対応

### ■現状と課題

- ◇ 呉市青少年指導センターによる教育相談，スクールカウンセラーの配置，適応指導教室「つばき学級」の設置，メンタルフレンドの派遣，生徒指導員等により生徒指導上の諸問題等への対応を図っています。

### ■施策の方向性

- ◇ 学校を始め，地域の関係機関の連携の下，いじめ，不登校，非行，ひきこもり等への対応など，子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。
- ◇ 性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌，ビデオ，コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し，関係機関・団体やPTA，市民活動団体等と連携・協力をして，関係業者に対する自主的措置を働きかけます。

事業名	概要	担当課
呉市青少年指導センター	子どものしつけ，問題行動，進路等に関する相談活動や市内巡視，街頭指導等を実施する。	学校安全課
呉市スクールカウンセラー事業	不登校等の問題に対応するため児童生徒とその保護者及び教職員の相談役として専門的な立場から支援するカウンセラーを派遣する。	学校安全課
スクールカウンセラー（県実施事業）	不登校や問題行動等への対応について，指導・援助を受けることにより，児童生徒の悩み，不安，ストレスの解決を図る。	学校安全課
適応指導教室「つばき学級」	小中学校の不登校児童生徒に対してカウンセリング，集団生活への適応指導，学習の援助を行う。	学校安全課
メンタルフレンド事業	不登校児童生徒に対し理解と情熱を有する大学生等を派遣し，不登校児童生徒の自主性，社会性等の伸長を援助する。	学校安全課
生徒指導員派遣事業	呉市立小・中学校の生徒指導の援助を行う。	学校安全課

#### 4 基本目標4：子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

##### 重点施策（1）子どもの安全の確保

###### ■現状と課題

- ◇ 地域コミュニティづくりや地域ぐるみによる防犯意識の高揚を図っています。また、呉こども110番の家については協力店舗や家庭等は減少していますが、今後、協力店のや家庭等を増やすとともに、事業の目的と配置場所について分かりやすく周知する必要があります。
- ◇ 呉市児童虐待防止ネットワークなど、関係機関の連携により支援が必要な子どもや家族への対応に努めています。

###### ■施策の方向性

- ◇ 子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図ります。

事業名	概要	担当課
交通安全活動推進事業	交通安全日の早朝街頭指導等、交通安全推進協議会連合会及び各地区協議会を中心とした交通安全活動を実施する。	地域協働課
自主防犯グループ育成	各小・中学校のPTAや商店街、地域の人が実施する自主防犯グループの組織化を促し、繁華街や地域のパトロール活動等の自主的な防犯活動を支援する。	地域協働課
呉こども交通安全推進隊	児童が校門等で交通安全の呼びかけを行う等して、児童自身が自分の身は自分で守る能力の育成を図るとともに、交通マナーや交通ルールを守る等、児童の交通安全に係る意識の高揚を図るため、呉市立全小学校で取り組む。	学校安全課
呉こども110番の家	商店や家庭等にボランティアで依頼し、児童生徒が登下校中等に危険を感じたときに駆け込むことのできる緊急避難場所を設置する。	学校安全課
呉の子どもを守る会議	「呉の子どもは呉のおとなが守る」という認識に立ち、各機関・団体が連携を図りながらそれぞれの立場で取組を行い、安心して遊ぶことができる地域づくりを行う。	学校安全課
不審者情報等配信サービス（守るネット）	不審者情報等を携帯電話に配信する。	学校安全課
呉市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
呉市防災情報メール 配信サービス	市民の防災対策などに役立てていた抱くため、災害時における緊急かつ重要な防災情報を、あらかじめ登録した携帯電話等に配信する。	危機管理課

## 重点施策（２）安心して外出できる環境の整備

### ■現状と課題

- ◇ 地域が子どもや子育て家庭に配慮されたやさしい環境であることは、子どもを健やかに安心して生み育てるための重要な要素のひとつです。親子が安全に、かつ、安心して外出でき、利用しやすい施設整備や、子どもがのびのび活動できるまちづくりが引き続き必要です。
- ◇ 歩道の視覚障害者誘導ブロック設置、舗装の改良等により歩行者の安全向上を図っていますが、さらなるバリアフリー化に努めていきます。

### ■施策の方向性

- ◇ 子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、交通安全対策等を推進します。
- ◇ 呉市に発生した災害時の情報伝達を、防災行政無線の屋外スピーカー、呉市防災情報メール、緊急速報メール等で携帯電話・パソコン等に緊急情報を配信します。

事業名	概要	担当課
公園緑地の整備	全ての人が憩うことの出来るコミュニティ活動の場として、市民が親しみやすい公園整備を進める。	公園緑地課
道具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため、定期的な保守点検を行う。	公園緑地課
道路照明等設置・維持等管理	交通の安全を推進し、市民生活の安全・安心を確保する。	土木課 地域協働課
呉市防災情報メール配信サービス	市民の防災対策などに役立てていただくため、災害時における緊急かつ重要な防災情報を、あらかじめ登録した携帯電話等に配信する。	危機管理課
呉市防災行政無線テレホンサービス	防災行政無線で放送した最新の内容を電話で確認できるサービス	危機管理課
緊急速報メール	呉市が避難勧告等の緊急情報を緊急速報メールに対応している呉市内域の携帯電話に配信するサービス	危機管理課

### 重点施策（3）安全・安心なまちづくりの推進

#### ■現状と課題

- ◇ 道路照明の設置や維持管理等，防犯施設の整備に努めています。
- ◇ 街区公園数は年々増加しており，平成 26 年 4 月で 308 か所となっています。

#### ■施策の方向性

- ◇ 子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため，公営住宅や公共施設，大規模商業施設において，子育て家庭に配慮した施設整備を促進するとともに，子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図ります。
- ◇ 既存の公園の改修等，身近な公園の充実を図るとともに，既存の施設の活用により，子どもの遊び場の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
（再）公園緑地の整備	全ての人が憩うことの出来るコミュニティ活動の場として，市民が親しみやすい公園整備を進める。	公園緑地課
（再）道具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため，定期的な保守点検を行う。	公園緑地課
（再）道路照明等設置・維持等管理	交通の安全を推進し，市民生活の安全・安心を確保する。	土木課 地域協働課
子育て世帯・多子世帯の市営住宅優先入居	子どもの健全な成長を促すため生活の基盤となる居住環境の確保を行う。	住宅課

## 5 基本目標5：子育てと仕事の両立

### 重点施策（1）切れ目のない支援の充実（出会い・結婚・出産・育児）

#### ■現状と課題

- ◇ 少子化に主たる要因とされる晩婚化・未婚化について、男性、女性ともに各年代の未婚率が上昇しています。一般的に、価値観やライフスタイルの変化が要因とされていますが、結婚し、子どもを生み育てたいと願う若い世代の希望がかなうよう、取り組みを充実させる必要があります。

#### ■施策の方向性

- ◇ 将来、子どもを生み育てたいと願う若い世代の希望がかなうよう、取り組みを充実させるとともに結婚観につながるような情報提供に努めます。

事業名	概要	担当課
（再）母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
（再）妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、新生児等や妊産婦の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	健康増進課
（再）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
（再）妊婦・乳幼児健康診査	妊婦の健康状態や胎児、乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。	健康増進課
（再）妊婦・育児教室、相談	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室や個別相談を実施する。	健康増進課
（再）こどもの心の健康相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門職が相談を受ける。	健康増進課
結婚支援出前講座	民間企業、商工会と連携し、その事業所の未婚者等を対象に結婚観と家庭観を醸成し、自分自身を磨き、明るい家庭が築けるような講座を開催する	子育て支援課
ひろしま出会いサポーターセンター（県事業）	結婚を考える人たちの“出会いのきっかけを”応援するため、平成26年8月に開設された。	子育て支援課

## 重点施策（２）ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

### ■現状と課題

- ◇ 男性が家事や子育てなどに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、「家庭」と「仕事」のバランスが保たれたものにすることが重要です。そのため、従来の働き方を見直し、男女とも「仕事」以外の生活の充実を図ることが必要です。
- ◇ 一方、就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど、事業主の理解促進が求められます。しかし、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、制度を有効に活用してもらうための普及・啓発とともに、活用できる職場の雰囲気づくりを図るための支援が必要とされています。

### ■施策の方向性

- ◇ 在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◇ 家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

事業名	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に沿って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う（啓発資料作成・事業主や人事担当者に対する研修会やセミナー開催・講師派遣等）。	人権センター
呉しごと相談館	専門のカウンセラーが仕事の相談や面接指導等を個別にすることにより、再就職を支援し、職場への定着を促す。	商工振興課
呉市中小企業融資制度（ワーク・ライフ・バランス資金）	中小企業者に対して、一般事業主行動計画の実行に要する資金を低利で融資する。	商工振興課
企業立地助成制度	工場等の新・増設を行う事業者に対し助成金を交付することにより、初期投資費用の軽減を図り、立地の促進と新規雇用の創出を目指す。	商工振興課

### 重点施策（3）子育てと仕事の両立の推進

#### ■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、就学前の育児休業制度の利用状況は、母親の利用率が40.7%であるのに対し、父親は2.9%とかなり低くなっています。
- ◇ 育休期間の希望としては、「1年6ヶ月以上2歳未満」が一番高く、42.1%を占めているものの、実際には「1歳以上1歳6ヶ月未満」が一番高い66.0%となっています。
- ◇ 「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した中で、「今後、就労したい」と回答した割合は74.6%と高く、就労形態としては「パートタイム、アルバイト」と回答した方が88.1%となっています。
- ◇ 母親が育児休業制度を取得しなかった理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」が半数を占めており、母親が就労継続を断念して出産を優先するという二者択一の状況となっていることがうかがえます。
- ◇ 働く女性にとって子育てと仕事の両立は大きな問題であり、働き方の見直しはもちろんのこと、互いに家族の一員として家庭責任を担いあう意識啓発とともに、子育てと仕事の両立支援に向けた各種サービスの充実が必要です。

#### ■施策の方向性

- 子育てと仕事の両立を支援するため、保育所や幼稚園等における保育サービスや放課後児童会、ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。

事業名	概要	担当課
(再) ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
(再) 保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育に欠ける乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
(再) 認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
(再) 延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	子育て施設課
(再) 地域型保育事業	保育を必要とする3歳未満の子どもを少人数（19人以下）で保育する。	子育て施設課
(再) 休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課

事業名	概要	担当課
(再) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
(再) 病児・病後児保育事業	児童等が病気の回復期で、集団保育等が困難な期間、病院付設の専用保育室(病気別保育が可能な部屋を完備)で一時的に預かる。	子育て施設課
(再) 一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に、児童を受け入れる。	子育て施設課
(再) 児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。	子育て支援課
(再) 放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	文化振興課

## 重点施策（４）家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

### ■現状と課題

- ◇ 女性の勤続年数の長期化とともに、夫婦共働きの増加により、20歳代後半から60歳代前半にかけていずれの年齢階層も女性就業率が上昇しています。また、夫婦共働き世帯数が片働き世帯数を上回るなど男女の働き方も大きく変化しています。

### ■施策の方向性

- ◇ 家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

事業名	概要	担当課
くれ男女共同参画セミナー「With」	男女共同参画について幅広いジャンルを学ぶ場を提供する（子育て編・女性編・総合編として開催）。	人権センター
呉市男女共同参画推進活動支援事業	自主的かつ主体的に男女共同参画推進を目的とした事業を企画し実施する団体を支援する。	人権センター
呉市男女共同参画週間事業	男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画に関する啓発事業等を実施する。	人権センター

## 6 基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

### 重点施策（1）児童虐待防止対策の充実

#### ■現状と課題

- ◇ 児童虐待は、子どもの問題を抱えており、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるなど支援には、要保護児童対策地域協議会を核とした保護・医療・福祉等の関係機関の連携が重要です。
- ◇ 児童虐待に関する相談が年々増加しており、児童虐待問題は依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。問題が起きてからの対応ではなく、地域全体で子育て家庭に積極的に関わるなど子育て家庭の孤立化防止への取り組みが必要です。

#### ■施策の方向性

- ◇ 要保護児童対策地域協議会（代表者、実務者、個別ケース検討会議）の機能強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応はもとより適切な支援及び未然防止に努めます。
- ◇ 子育て家庭の孤立化防止に向けて、地域の子育て支援者の育成、主任児童委員のサポート、子育てサークル支援などの人材育成や地域のネットワーク化への取り組みを推進します。
- ◇ 児童相談窓口への適正な家庭児童相談員の配置、ファミリー・サポート・センター事業、子育てヘルパー派遣事業などをさらに充実させ、子育ての不安、負担の軽減を図り、子育てをしやすいまちづくりに努めます。
- ◇ 地域の企業や民生委員児童委員協議会等と連携して声かけや次世代を担う高校生や未婚者等への啓発活動を推進します。

事業名	概要	担当課
ほっとあんしん 推進事業	児童虐待防止、子育て家庭の孤立化防止のための総合的な対策の措置を図る。	子育て支援課
（再）呉市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	子育て支援課
児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーン、移動パネル展示等の啓発活動を行う。	子育て支援課
（再）養育支援訪問事業 （子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭へ子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う。	子育て支援課
（再）乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
（再）子どもの心の健康相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門職が相談を受ける。	健康増進課

## 重点施策（２）子どもの貧困対策（ひとり親家庭等）

### ■現状と課題

- ◇ ひとり親家庭やその家庭の子どもが、より豊かで充実した生活を営み、自立した生活を送ることができるよう、就業支援を始め、子育てや生活支援、相談・情報提供などの各種事業を計画的に推進していく必要があります。
- ◇ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

### ■施策の方向性

- ◇ 経済的支援や就労支援を通じ、生活の安定と自立に向けて支援を行います。
- ◇ 母子・父子家庭への相談体制を通じ、生活の安定と自立に向けての支援を行います。
- ◇ 国が策定する「子どもの貧困対策」に係わる具体的重点施策「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」「子どもの貧困に関する調査研究等」「施策の推進体制等」の動向を見極めるとともに、教育・福祉関連部局との連携強化を図ります。

事業名	概要	担当課
母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子家庭自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等に支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭等（世帯全員の前年所得税が非課税相当）の医療保険診療の自己負担分を助成する。	子育て支援課
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸し付けを行う。	子育て支援課
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母子家庭の母が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	子育て支援課
高等職業訓練促進費給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母（父）子家庭の母（父）が、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師）取得のために養成機関で修業する一定期間、給付金を支給する。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
J R通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJ R列車（J Rバスを除く。）の通勤用の定期券に特定運賃が適用される（児童扶養手当全額支給停止世帯を除く。）。	子育て支援課
（再）養育支援家庭訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
（再）ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
実費徴収を伴う子育て支援事業	保育料の徴収に際し、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う。	子育て施設課
ひとり親家庭のためのほっと安心メールマガジン	呉市内にお住いのひとり親家庭（母子家庭の母・父子家庭の父）の方々を対象に、自立や就業に役立つ情報を定期的にメール配信する	子育て支援課
母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭が就業により自立することを目的に、相談を通じて自立支援計画を策定し、ハローワークとの連携のうえ、きめ細やかな自立支援事業を行う。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業	ファミリー・サポート・センターの利用量を1/2補助することで、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう、支援する。	子育て支援課

### 重点施策（3）障害児施策の充実

#### ■現状と課題

- ◇ 学習障害（LD）や、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、発達障害のある子どもに対する指導及び支援が課題となっています。呉市障害者基本計画・呉市障害福祉計画との整合性を確保しながら、障害のある子どもに対し、障害の重度・重複化や多様化に対応するとともに、障害のある子どもの特性に応じた療育・教育を充実していく必要があります。
- ◇ 特別支援学級の在籍者数が増加しているとともに、障害の重度・重複や多様化等が進んでいる傾向にあり、子ども一人一人の教育的ニーズに基づく適切な教育的支援を行うことが求められています。

#### ■施策の方向性

- ◇ 障害のある子どもの社会的な自立を促進するため、年齢や障害などに応じた専門的な療育を提供します。
- ◇ 障害のある子どもなどに対する相談、指導、支援の充実を図り、家族の負担軽減等に努めます。
- ◇ 障害のある子どもの保育に適した環境整備に努めるとともに、障害のある子どもの進路選択の幅を広げるため、保育所や幼稚園における受け入れ体制の整備を図り、障害児保育の充実に努めます。

事業名	概要	担当課
児童療育相談事業	専門医などが発達障害等を有すると思われる児童とその家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行う。	福祉保健課
児童発達支援	施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する。	福祉保健課
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、施設に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	福祉保健課
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する。	福祉保健課
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供する。	福祉保健課

事業名	概要	担当課
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する児童の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画の作成を行う。	福祉保健課
特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護しているものに対して支給する。	福祉保健課
障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障害があるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	福祉保健課
障害児保育促進事業	家庭、専門機関との連携を密にし、個々の障害の種類、程度に対応したきめ細やかな保育を行う。	子育て施設課
特別支援学級指導員	小・中学校の、特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
学校教育指導補助員	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
特別支援教育相談員	教育委員会事務局に相談員を配置し、就学前の幼児及び児童生徒の実態把握・個別相談・指導の援助を行う。	学校安全課
【再掲】 放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
障害児保育事業	障害のある子どもを受け入れた保育所が保育士の加配を行う場合に支援する。	子育て施設課

## 第6章 計画の推進

### 1 基本的姿勢

子どもや子育て世帯を地域社会で支援していくためには、市のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて地域全体の連携が必要になってきます。

本計画の推進にあたっては、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などと連携し、相互に情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行います。また、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を効果的・効率的に推進します。

### 2 推進体制

#### (1) 庁内の体制

庁内の横断的な組織である「呉市少子化対策推進本部」において、施策の計画的な推進と進行管理を行います。

#### (2) 庁外の体制

市民や有識者、子育て支援関係者等で組織する「呉市保健福祉審議会(児童専門部会)」に進捗等を説明・報告し、推進に向けての協議・意見交換を行います。

### 3 進捗の管理・評価

今後、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗管理・評価では、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、「量の見込」や「確保方策」については毎年検証を行い、当初の計画に対して大きな開きが見受けられる場合には、毎年、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間(平成31年度)までとします。

## 資料編

### 1 基礎データ

#### (1) 呉市内の地域子育て支援拠点（平成27年3月現在）

名 称		所 在 地
■すこやか子育て支援センター		
1	呉市すこやか子育て支援センター くれくれ・ば	宝町2-50 レクレ4階
2	呉市すこやか子育て支援センター ひろひろ・ば	広古新開2-1-3 広市民センター3階
■地域子育て支援センター		
3	救世軍呉保育所 S. A. エンジェルクラブ	青山町1-4
4	阿賀保育園 わんぱくひろば	阿賀中央2-7-7
5	郷原保育所 ニコニコランド	郷原町1946
6	下蒲刈保育所 ぴよママ	下蒲刈町下島1713-1
7	安浦中央保育所 きらきらエンジェル	安浦町中央3-3-7
8	焼山こばと保育園 子育て支援センターこばと	押込西平町29-84
9	呉市波多見保育所 キラキラスマイル	音戸町波多見2-27-1

## (2) 呉市内の幼稚園（平成 27 年 3 月現在）

[私立（認可）]

名称		所在地
1	阿賀中央幼稚園	阿賀中央 6-13-3
2	呉中央幼稚園	広古新開 2-2-15
3	山手幼稚園	山手 1-2-6
4	せんとく幼稚園	中通 2-6-18
5	聖慈幼稚園	海岸 3-5-41
6	みのり幼稚園	吉浦中町 2-8-28
7	ひかり幼稚園	上山田町 2-28
8	青蓮寺幼稚園	伏原 1-13-16
9	善通寺幼稚園	広中新開 2-2-10
10	呉あそか幼稚園	清水 2-1-26
11	至心幼稚園	郷町 4-25
12	宝徳幼稚園	阿賀北 7-20-15
13	白鳩幼稚園	仁方棧橋通 6-23
14	天応めぐみ幼稚園	天応西条 1-3-12
15	明德幼稚園	海岸 3-11-14
16	焼山こぼと幼稚園	押込西平町 29-84
17	わかば幼稚園	仁方本町 2-2-7
18	焼山フタバ幼稚園	焼山中央 1-6-22
19	桜ヶ丘幼稚園	焼山桜ヶ丘 2-6-28
20	西方寺幼稚園	東中央 2-4-14
21	やよい幼稚園	広文化町 1-52
22	とくふう幼稚園	広本町 3-15-24
23	花の木幼稚園	焼山中央 3-17-23
24	昭和幼稚園	栢原町西谷 638-2
25	焼山みどり幼稚園	焼山東 1-19-17
26	スカウトランドひまわり幼稚園	中央 5-12-18
27	川尻光幼稚園	川尻町森 2-5-32
28	安浦幼稚園	安浦町内海北 1-10-16

[公立]

名称		所在地
1	豊島幼稚園	豊浜町豊島 3690
2	ゆたか幼稚園	豊町大長 4783

### (3) 呉市内の保育所（園）（平成 27 年 3 月現在）

[私立（認可）]

	名 称	所 在 地
1	救世軍呉保育所	青山町 1-4
2	嶺南荘保育所	東畑 2-2-18
3	平原保育園	平原町 19-12
4	至心保育所	東中央 3-1-5
5	銀の鈴保育園	東中央 1-5-2
6	呉第一保育園	両城 2-1-3
7	大心保育園	吉浦中町 1-9-18
8	落走保育園	汐見町 12-8
9	後藤保育所	宮原 5-9-5
10	鍋保育所	警固屋 4-1-11
11	阿賀保育園	阿賀中央 2-7-7
12	横路保育所	広横路 4-1-46
13	徳風保育園	広本町 3-15-24
14	名田保育園	広白岳 1-3-8
15	長浜東保育所	広長浜 4-3-3
16	仁方保育園	仁方西神町 38-7
17	呉聖園マリア園	和庄登町 5-8
18	臨海保育所	広小坪 1-50-15
19	焼山保育園	焼山東 3-18-1
20	昭和保育園	栢原町 667-2
21	宮ヶ迫保育園	焼山宮ヶ迫 1-1-3
22	明和保育園	焼山ひばりヶ丘町 18-15
23	鈴らん保育園	中央 6-11-1
24	ときわ保育園	広横路 3-11-32
25	警固屋みらい保育園 みらい乳児保育園 (警固屋みらい保育所分園)	警固屋 8-8-17 本通 3-4-16
26	昭和第 2 園ココロ	郷原町字林頭 1995
27	郷原保育所	郷原町 1946
28	坪内保育園	船見町 1-2
29	吉浦保育園	吉浦東本町 2-3-30
30	天応保育園	天応大浜 2-1-5
31	川原石保育園	海岸 4-1-13

	名 称	所 在 地
32	原保育園	阿賀北3-1-8
33	延崎保育園	阿賀南4-2-29
34	川尻保育所	川尻町久俊1-7-15

[公立]

	名 称	所 在 地
1	中央乳児保育所	西中央4-8-2-101
2	山の手保育所	山手2-11-1-101
3	中新開保育所	広中新開1-2-20
4	三坂地保育所	広塩焼1-2-19
5	皆実保育所	仁方皆実町1-14-101
6	下蒲刈保育所	下蒲刈町下島1713-1
7	音戸保育所	音戸町高須2-1-9
8	波多見保育所	音戸町波多見2-27-1
9	倉橋保育所	倉橋町183-1
10	明德保育所	倉橋町7531-1
11	蒲刈保育所	蒲刈町田戸字志野辺2494-4
12	安浦中央保育所	安浦町中央3-3-7
13	安登保育所	安浦町安登西5-7-20

[地域保育所]

	名 称	所 在 地
1	ゆたか保育所	豊町大長字中大浦4783

(4) 認定こども園(平成27年3月現在)

[私立(認可)]

	名 称	所 在 地
1	焼山こばと保育園	押込西平町29-84
2	くれよん保育園	広古新開2-2-15

(5) 呉市内の小学校（平成 27 年 3 月現在）

[公立]

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
1	仁方	仁方本町 1-6-6		22	落走	汐見町 10-25	
2	広南	広長浜 4-1-26		23	天応	天応大浜 2-1-64	
3	白岳	広駅前 1-6-1		24	昭和西	焼山宮ヶ迫 1-3-1	
4	広	広杭本町 3-1		25	昭和東	苗代町 39-2	
5	三坂地	広中迫町 4-1		26	昭和中央	焼山中央 4-1-1	
6	郷原	郷原町 1584-1		27	昭和南	焼山此原町 14-1	
7	横路	広横路 4-1-9		28	昭和北	焼山本庄 1-6-1	
8	阿賀	阿賀南 2-1-1		29	下蒲刈	下蒲刈町下島 3484-3	
9	原	阿賀北 4-3-16		30	川尻	川尻町久俊 1-5-24	
10	警固屋	警固屋 7-5-1		31	音戸	音戸町南隠渡 1-12-6	
11	坪内	宮原 12-13-1		32	波多見	音戸町波多見 9-11-1	
12	宮原	宮原 4-8-1		33	明德	倉橋町 7490	
13	和庄	八幡町 10-7		34	倉橋	倉橋町 383-2	
14	本通	寺本町 1-10		35	蒲刈	蒲刈町向 771	
15	長迫	長迫町 12-5		36	三津口	安浦町三津口 2-27-2	
16	明立	伏原 2-6-38		37	内海	安浦町内海北 1-2-5	
17	荘山田	東中央 3-1-23		38	安登	安浦町安登西 5-7-19	
18	呉中央	西中央 4-10-52		39	豊	豊町久比 2411-1	
19	両城	三条 2-15-12		-	延崎	(休校)	
20	港町	海岸 3-5-30		-	情島	(休校)	
21	吉浦	吉浦中町 2-6-5					

### (5) 呉市内の中学校（平成 27 年 3 月現在）

[呉市立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	仁方	仁方棧橋通 16-8	15	吉浦	狩留賀町 8-6
2	広南	広長浜 4-1-9	16	天応	天応東久保 2-7-1
3	白岳	広駅前 2-11-1	17	昭和	焼山中央 6-9-1
4	広中央	広吉松 2-15-1	18	昭和北	焼山泉ヶ丘 2-11-1
5	郷原	郷原町 1706	19	下蒲刈	下蒲刈町下島 2119
6	横路	広横路 4-9-15	20	川尻	川尻町西 1-23-47
7	阿賀	阿賀中央 5-14-16	21	音戸	音戸町南隠渡 4-15-1
8	警固屋	警固屋 7-4-1	22	明德	音戸町藤脇 1-30-1
9	宮原	船見町 1-1	23	倉橋	倉橋町 383-2
10	和庄	和庄登町 3-18	24	蒲刈	蒲刈町向 771
11	東畑	東畑 2-7-38	25	安浦	安浦町中央 4-2-1
12	片山	東片山町 13-5	26	豊浜	豊浜町大字豊島 3438
13	呉中央	西中央 4-10-52	—	大冠	(休校)
14	両城	両城 2-22-15	—	音戸西	(休校)

[私立]

名 称		所 在 地
1	呉青山中学校	青山町 2-1

### (6) 呉市内の特別支援学校

[広島県立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	広島南特別支援学校呉分校	阿賀中央 5-13-71	2	呉特別支援学校	焼山北 3-22-1

## 2 呉市保健福祉審議会（児童専門部会）

### （1）保健福祉審議会条例

○呉市保健福祉審議会条例

平成12年3月10日条例第12号

改正

平成25年6月21日条例第21号

呉市保健福祉審議会条例

（設置）

第1条 呉市の保健福祉に関する事項について審議し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、呉市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）関係団体の代表者
- （2）学識経験者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第6条 会長は、特別の事項を調査審議するため、審議会に諮って審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が審議会に諮って審議会の委員のうちから指名する。

- 3 専門部会の委員は、会長が推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 部会長は、当該専門部会の会務を掌理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 専門部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び専門部会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

- 2 専門部会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月21日条例第21号）

この条例は、平成25年6月27日から施行する。

## (2) 委員名簿

氏名	団体・機関役職名	備考
審議会委員		
山内 京子	広島文化学園大学 看護学部長	部会長
小村 美子	呉市赤十字奉仕団委員長	副部会長
古江 由紀枝	呉市民生委員児童委員協議会 会長	H25.12.1～
井田 淳一郎	呉市民生委員児童委員協議会 会長	～H25.11.30
佐々木 寛	呉市社会福祉協議会 事務局長	H26.4.1～
山口 一宣	呉市社会福祉協議会 事務局長	～H26.3.31
専門部会委員		
綿貫 博	呉市保育連盟 会長	
小笠原 朱育	呉市PTA連合会 母親部会	
中岡 博美	呉市すこやか子育て協会 センター長	
平原 弘史	社団法人呉市私立幼稚園協会 副理事長	
谷本 澄江	社団法人呉市歯科医師会 理事	
西垣内 啓二	社団法人呉市医師会 理事	H26.4.1～
弓場 千麻子	社団法人呉市医師会 理事	～H26.3.31
三戸 初人	呉市子ども会連合会 会長	
香川 治子	呉市手をつなぐ育成会 会長	
佐藤 正則	呉商工会議所 振興部次長	
井原 真琴	連合広島呉地域協議会 女性委員長	
中林 一文	広島県西部こども家庭センター 主幹	H26.4.1～
岡田 和子	広島県西部こども家庭センター 主幹	～H26.3.31
櫻 恵子	呉市小学校 校長会	
寺本 有伸	呉市教育委員会 学校教育部 部長	

### 3 呉市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

開催期日	会議名称等	内 容
平成 25 年 10 月 17 日	第 2 回呉市保健福祉審 議会	・呉市子ども・子育て事業計画（諮問）について
10 月 17 日	第 1 回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	・「子ども・子育て支援制度」の概要について ・呉市子ども・子育て支援事業計画策定に関わるス ケジュールについて ・基本方針について ・アンケートについて
12 月 20 日	第 1 回幼児教育・保育小 部会	・「子ども・子育て支援新制度」の概要について ・幼児教育・保育小部会における検討項目につい て ・計画策定スケジュールについて
12 月 30 日 ～平成 26 年 1 月 14 日	呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 対象：市内の未就学児童が属する世帯 3,000 回収：1,815（回収率 60.5%）	
平成 26 年 1 月 23 日	第 1 回子ども・子育てほっと café（市民の会）	
1 月 31 日	第 2 回幼児教育・保育小 部会	・教育・保育提供区域の設定について ・「量の見込み」の算出について
2 月 19 日	第 2 回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	・呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の状 況について ・市民の会について ・国の制度設計の状況について ・教育・保育提供区域の設定について
2 月 20 日	第 2 回子ども・子育てほっと café（市民の会）	
3 月 25 日	第 3 回幼児教育・保育小 部会	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果に ついて ・確認制度について ・「量の見込み」の算出について
3 月 20 日	第 3 回子ども・子育てほっと café（市民の会）	
3 月 26 日	第 3 回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	・呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の分 析について ・呉市子ども・子育て支援事業計画の枠組みについ て ・市民の会について

開催期日	会議名称等	内 容
5月26日	第4回幼児教育・保育小 部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量の見込み」の策定（案）について</li> <li>・教育・保育の提供体制の確保方策について</li> </ul>
5月30日	第4回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呉市子ども・子育て支援事業計画の体系について</li> <li>・教育・保育の量の見込みについて</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業について</li> </ul>
7月2日	第5回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て支援事業における「量の見込 み」「提供区域」の設定について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度の各種基準等の策定の 考え方について</li> </ul>
8月26日	第5回幼児教育・保育小 部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度への移行に係る意向 調査結果について</li> <li>・意向調査結果における教育・保育の提供量につ いて</li> <li>・教育・保育の提供体制の確保方策（案）につい て</li> </ul>
9月30日	第6回呉市保健福祉審 議会（児童専門部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の確保方策の基本的な考え方について</li> <li>・教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業 の「提供体制の確保」について</li> </ul>

#### 4 用語解説